

2. 7 大阪府 吹田市

特徴	水銀使用廃製品と他の有害危険ごみと一緒に、コンテナによる直営又は民間委託による月1回のステーション回収
導入手順	<p>昭和63年に全国に先駆けて5種分別（「燃焼ごみ」、「資源ごみ」、「大型複雑ごみ」、「小型複雑ごみ」、「有害危険ごみ」）の導入に着手し、平成4年には全市に普及させた。</p> <p>有害危険ごみとは電池、蛍光管、水銀体温計等有害な物質を含むもの又はハサミ・包丁、カミソリ、簡易ガスボンベ、スプレー缶、ライター等の取扱に注意を要するもの。</p> <p>導入に当たっては、①特に重金属が焼却炉に入らないように、燃えるごみの分類から除外して環境汚染を防止する、②ごみの収集や処理の段階での傷害・爆発・火災などの事故発生を防止する、③有害ごみを保管して再資源化を促進する、④将来、有害な化学物質が現れた場合にも対処できるようにする、という4つの理由から有害危険ごみという区分の導入を図り、市が全市自治会への事前説明を行った。</p>
実施体制	<p>事業課：収集及び運搬の計画、収集運搬民間委託契約事務。</p> <p>破砕選別工場：有害危険ごみの選別、蛍光管、乾電池の一時保管作業委託契約事務。蛍光管、乾電池の処理処分委託契約事務。</p> <p>ステーション担当町会：回収日のコンテナ準備等協力。</p>
必要経費	<p>全市5種分別実施に要した費用：不明</p> <p>収集輸送選別費用：資源ごみ、複雑ごみ等の回収輸送を直営、民間委託で行っており、有害危険ごみのみの算出は不明。</p> <p>蛍光管処理処分費用：約3,700千円（平成25年度、水銀体温計・血圧計を含む）</p> <p>乾電池処理処分費用：約3,800千円（平成25年度）</p>
導入効果	平成25年度年間で蛍光管約37トン、乾電池約58トン、合計で市民一人当たり約260g回収し、適正処理、リサイクルできている。
導入のメリット・デメリット	<p>メリット：水銀使用廃製品と回収員の怪我や火災事故などの誘因となる取扱が危険な刃物、スプレー缶等を同時に回収できる。</p> <p>デメリット：有害危険ごみを破砕選別施設へ搬入後、手選別が必要で手間がかかる。</p>

大阪府 吹田市 水銀使用廃製品回収事例

1. 担当窓口

担当窓口	吹田市環境部資源循環室事業課
住所	〒565-0862 大阪府吹田市津雲台7丁目7番D138-101号
連絡先	電話：06-6832-0026 FAX：06-6832-0092 E-mail：jigyol_k@city.suita.osaka.jp
URL	http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo.html

2-1. 基本事項(1)

人口	359,689	世帯数	161,187世帯	市域	36 km ²	一般廃棄物収集量	117,678 t
----	---------	-----	-----------	----	--------------------	----------	-----------

※人口：H25.9現在、世帯数、市域：吹田市HP、一般廃棄物量は環境省H24年度調査

2-2. 基本事項(2)

水銀使用廃製品回収量	95t	原単位	263(g/人・年)	集積所数	約1万	集積場数原単位	36(人/カ所)
------------	-----	-----	------------	------	-----	---------	----------

※H26年ヒアリング

3. 家庭ごみ区分、品目

4区分	No.	区分	No.	品目	収集頻度
	1	燃焼ごみ	1	燃焼ごみ	
2	資源ごみ	2	新聞		月2回
		3	雑誌類		
		4	ダンボール		
		5	古布類		
		6	かん		
3	拠点回収	7	びん		
		8	ペットボトル		
4	大型複雑ごみ	9	牛乳パック		月1回
		10	大型複雑ごみ		
		11	小型複雑ごみ		月1回
12	有害危険ごみ(蛍光管、電池類、水銀体温計、ハサミ・包丁、カミソリ、簡易ガスボンベ、スプレー缶、ライター)				

4. 家庭ごみ中水銀使用廃製品の分類

水銀使用廃製品	ごみの分類	水銀使用廃製品	ごみの分類
蛍光管	有害危険ごみ	乾電池	有害危険ごみ
水銀体温計	有害危険ごみ	ボタン電池	取り扱わない。販売店、協力店の回収箱へ

5. 水銀使用廃製品排出から最終処分までのデータ

家庭(排出)		吹田市(回収・輸送・中堅処理・一時保管)				処理、処分		
種類	回収方法	回収頻度	直営等	輸送車両	中間処理	保管方法	委託先	処理処分
蛍光管	ステーション	月1回	直営もしくは委託	平ボディ車	無	蛍光管保管箱(屋内)	全都清ルート	野村興産(株)
乾電池	ヨン				無	ドラム缶(同)		
水銀体温計	回収				無	蛍光管保管箱		
ボタン電池	非取扱							

6. 水銀使用廃製品の排出、回収、中間処理、処理処分

大阪府 吹田市 水銀使用廃製品回収事例

種類		排出（回収）方法		
住民広報		ごみのわけ方 12 種分別を転入者へ配布。HP 及び市報、生活便利帖に掲載		
事業推進協力者		無		
排出 回収	蛍光管	水銀体温はケースに入れ、それ以外はそのままコンテナに入れる。コンテナを設置しているステーション数は約 10,000 カ所		
	水銀体温計			
	乾電池			
	回収容器	回収場所の専用コンテナコンテナの形状・寸法。プラスチック製蓋付組み立て式（530L×366W×272H、折りたたみ時 86H）。		
輸送車両	ハサミ、包丁、カミソリ、ガスボンベ等を含む「有害危険ごみ」として、直営もしくは委託分別回収。平ボディ車にて小型複雑ごみと共に市の破碎選別工場へ運ぶ。			
中間処理		中間処理は行っていない。一括で集めている水銀使用廃製品以外のハサミ等の分別は破碎選別工場で手分別され（委託作業）金属等としてリサイクル。		
一時保管		蛍光管は蛍光管保管箱（含、水銀体温計）へ、乾電池はドラム缶へ入れて屋内保管し、処理処分業者へ引き渡す。		
処理 処分	契約先選定	再資源化の残渣を最終処理処分可能なのは野村興産(株)のみのため随意契。		
	契約上の条件	契約仕様書の提供は不可		
	処理費用	品目	H24 年度決算額(千円)	H25 年度決算額(千円)
		蛍光管	搬送処理費：3,543	搬送処理費：3,655
		乾電池	搬送処理費：3,679	搬送処理費：3,831
水銀体温計 水銀血圧計		蛍光管に含む	蛍光管に含む	
移送方法	陸上輸送、海上輸送			
回収事業導入の手順		一般廃棄物の資源化に取り組むため、ごみの 5 種分別(昭和 63 年度頃)を計画し、その際、水銀含有物の処理を行える事業者と協議を行った。		
事業の課題とこれから取り組む市町村等への助言		資源化を行う際に、より多くの一般廃棄物を再資源化、再利用できるよう担当者だけでなく、市民と一緒に考え、国の支援を得ながら処理処分できる業務を進めることを目指す。		

(注)：ステーション数は超概算

7. 処理実績

品目	H20	H21	H22	H23	H24	H25
蛍光管	39,790kg	39,270kg	38,460kg	37,260kg	35,520kg	36,640kg
乾電池	56,440kg	58,460kg	57,580kg	59,480kg	55,620kg	57,910kg
水銀体温計	8.4kg	6.8kg	10.3kg			

出典：環境省平成 23 年度水銀使用廃製品に関する実態調査、平成 25 年度水銀廃棄物の処理実態調査、平成 26 年度ヒアリング

8. 参考図

ごみのわけ方 12種分別

吹田市環境部資源循環室事業課 (電話06-6832-0026)

収集日当日の朝8時まで、決められた場所に分別し、ごみを出してください。祝祭日も通常収集です。

燃 焼 ご み	資 源 ご み		大 型 複 雑 ご み	小 型 複 雑 ご み	有 害 危 険 ご み		
週 2 回	月 2 回		月 1 回	月 1 回	月 1 回		
毎 週	第 曜 日		第 曜 日	第 曜 日	第 曜 日		
収集日	第 曜 日		第 曜 日	第 曜 日	第 曜 日		
<p>① 燃焼ごみ 台所のごみ、革製品、プラスチック製品、発泡スチロール、小さな木製品、ぬいぐるみ等小さな燃えるごみ 台所のごみ (出来るだけ水を切ってください。)</p> <p>ビデオテープ CD 生花 植木の枝・木切れ (太さ7cm以下 長さ50cm以下)</p> <p>玄関マット 座布団・クッション 使い捨てカイロ 革製品 小さな木製品 木箱 ぬいぐるみ 積木</p> <p>燃焼ごみを出すときは無色半透明以外のごみ袋は使わないでください。 袋の口はひも等でしばってください。 金銀の印刷のある紙や油などで汚れた紙、写真、防水加工紙、感熱紙、プラスチックコート紙、アルミ箔加工の紙は資源化できないので燃焼ごみに出してください。</p>	<p>② 新聞(チラシ含む) ※ひもで十字に束ねてください。 折り込みチラシも一緒に出せます 出来るだけ、集団回収に出してください。</p> <p>③ 雑誌類(その他紙類を含む) ※ひもで十字に束ねてください。 ダイレクトメール はがき等 窓のセロハン、宛名ラベルは取る 持ち手が紙のみ以外は取る</p> <p>小さな紙も約1cm四方以上で、材質によれば資源化できます。紙袋などに入れ、くっつけて出してください。 出来るだけ、集団回収に出してください。</p> <p>④ 段ボール ※必ずたたんでください。 ※ひもで十字に束ねてください。 出来るだけ、集団回収に出してください。</p>	<p>⑤ 古布類(古着含む) ポロ布・古着等 ポロ布・古着等は紙袋に入れても結構です。 出来るだけ、集団回収に出してください。</p> <p>⑥ かん 空かん 鍋、やかん等の金属製品</p> <p>⑦ びん 空びん 空びんはキャップを取って割らずに出してください。割れたびんは小型複雑ごみへ出してください。 びん・かん類は中を水洗いして、袋に入れて直接コンテナに入れてください。</p>	<p>⑩ 大型複雑ごみ タンス、ふとん等、小型複雑ごみの大きさを超えるもの(一辺が60cmを超えるもの)で収集処理できるもの 木製家具 じゅうたん ソファ 学習机 ふとん・毛布 ベッド 収納ケース (一辺が60cm以上のもの) 自転車 ゴルフバッグ 石油ストーブ *灯油を抜いて(大きさは問いません)ください。 *着火用電池は取りはずしてください。</p> <p>「不用品」と張り紙して、そのまま出してください。 石油ストーブはすべて大型複雑ごみへ出してください。</p>	<p>⑪ 小型複雑ごみ 燃えないもの及び燃えるものと燃えないものの混成袋で60cm四方未満のもの 瀬戸物等の食器類 白熱電球 ハンガー(金属含む) 植木鉢 電気製品 ガスコンロ *着火用電池は取りはずしてください。 小さなスチール家具 おもちゃ(金属を含む) 電子レンジ 扇風機 小さな物は袋等に入れて出してください。 有害危険ごみ用コンテナの横に置いてください。 電池は必ず抜いて出してください。</p>	<p>⑫ 有害危険ごみ 電球、蛍光灯、水銀体温計等有害な物質を含むものは取り扱って注意を要するもの *ニード電池、ボタン電池は 販売店で引き取ってもらってください。</p> <p>電池類 蛍光灯 水銀体温計 ハサミ、包丁 カミソリ *刃先を紙などに包んで出してください。 簡易ガスボンベ スプレー缶 (カートリッジ式) ライター 使い切って出してください。 危険ですので、釘で穴を開けたり、刺したりしないで出してください。</p>		
<p>集団回収 自治会、子供会などで、新聞・雑誌・段ボール、古布・古着、アルミ缶などの集団回収をしています。資源の有効利用のため、集団回収に協力してください。</p>		<p>拠点回収 ごみの減量と再資源化のため、専用の回収箱をご利用ください。 回収箱設置場所 ・公共施設 ・協力店舗</p>		<p>⑧ ペットボトル 回収箱設置場所 ・公共施設 ・協力店舗</p>		<p>⑨ 牛乳パック 回収箱設置場所 ・公民館等</p>	
<p>死んだ犬・猫 小動物の処分 家庭で飼われていた犬、猫、小動物(有料)、飼主不明の犬、猫、小動物(無料)の死体の収集依頼はご連絡ください。</p>		<p>収集できないもの (販売店または処理業者で引き取ってもらってください。)</p> <p>たたみ 植木の枝・木切れ等 タイヤ (太さ7cmを超えるもの 長さ50cmを超えるもの)</p> <p>農薬・殺虫剤 化学薬品 漂白剤等 の液体物 消火器 ブロック バッテリー</p> <p>*火災ごみ(火災ごみについては、検察道具類のみで収集します) *その他(割火金庫、ピアノ、LPガスボンベ、土砂、がれき、レンガ、かわら、石油類)</p>		<p>市が収集しないごみ</p> <p>事業所から出るごみ</p> <p>○一般廃棄物 商店、飲食店、事業所等の事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理するか、一般廃棄物処理業者に依頼してください。</p> <p>○産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃プラスチック、燃えがらなど廃棄物処理法で定められた品目については、自らの責任において処理するか産業廃棄物処理業者に依頼してください。</p>			
<p>引っ越し(転出)ごみ (有料)</p> <p>申込制です。 TEL 06-6832-0026 引っ越しの1か月前から14日前までに申し込んでください。 通常大型複雑ごみを出す場所にしてください。 戸建住宅の敷地内及び屋内からの運び出しはできません。 収集日の指定はできません。 引っ越し日までにごみを計画的に分別して排出し、引っ越しごみの減量にご協力をお願いします。</p>		<p>家電リサイクル法によりエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機等は、小売店(有料)で引き取ってもらってください。 *ごみとしては収集できません。 *メーカーにお問い合わせください。資源としてリサイクルしましょう。 3R推進協会 03-5282-7685 対象機器</p> <p>パソコンは「資源有効利用促進法」に基づくリサイクル対象品です。*ごみとしては収集できません。*メーカーにお問い合わせください。資源としてリサイクルしましょう。 3R推進協会 03-5282-7685 対象機器</p>					

出典: <http://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0066/2039/12shubunbetu.pdf>

集合団地での有害危険ごみ、小型複雑ごみの回収風景写真



集合団地有害危険ごみ用コンテナ、同日回収の小型複雑ごみ準備風景。自治会当番で当日準備される



コンテナの横に同日回収の小型複雑ごみ



コンテナの中に蛍光管、乾電池、スプレー缶が見える



コンテナの中に有害危険ごみに電化製品などが混入している



直営での小型複雑ごみ回収風景。コンテナの中に混入した小型複雑ごみは現場で回収員が選別する



直営での有害危険ごみ回収風景。蛍光管とそれ以外のものを選別して積載する



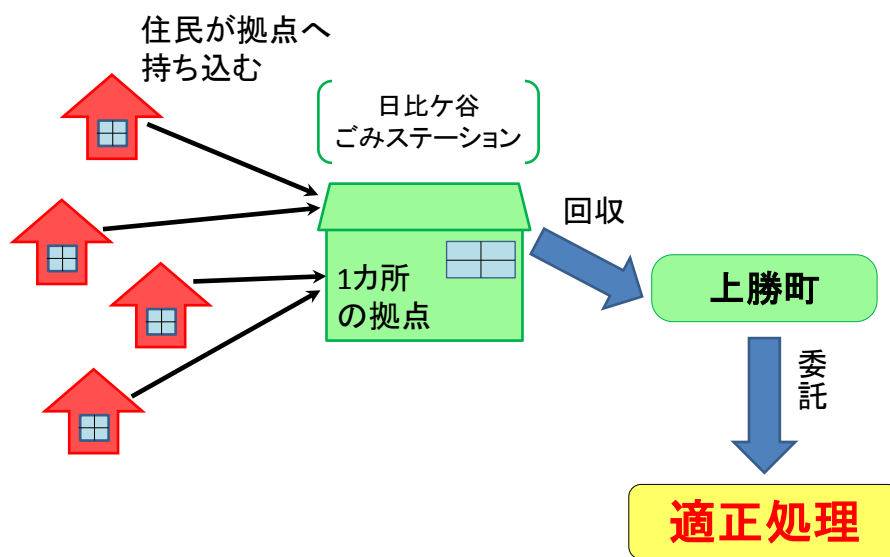
蛍光管とそれ以外ものをそれぞれ別のコンテナに選別している



回収後、コンテナは回収員が折りたたみ自治会当番が片付ける

2. 8 徳島県 上勝町

特徴	NPO の運営する常設分別ステーションへ住民自らが持ち込む拠点回収。 34 の分別品目
導入手順	上勝町では、焼却施設の整備、ごみ収集等にかかる費用を町の予算で賄う余裕はなく、町民にごみを持ち込んでもらい野焼きをしていたが、リサイクルを推進してごみ量を減らすとともに、平成 10 年に小型焼却炉 2 基を購入してようやく野焼きを止めることができた。このとき、野焼きしていた場所にごみ資源集積場所（ごみステーション拠点）を設置した。しかし、小型焼却炉は基準値を超えるダイオキシン濃度のため平成 12 年に操業を停止することになり、これまで以上に町はリサイクルを推進して焼却ごみ量を減らす必要に迫られ、分別品目を増やした（小型焼却炉時代 22 分別、現在 34 分別）。分別品目の中に乾電池（含、ボタン電池、小型充電式電池）、蛍光管、水銀体温計がある。平成 15 年には平成 32 年までに焼却、埋め立てに頼らない上勝町ごみ「ゼロ・ウェイスト」行動宣言を町議会で承認した。平成 17 年にはゼロ・ウェイストの活動をさらに広げていくために NPO 法人ゼロ・ウェイストアカデミーを発足させ、ごみステーションの運営管理を委託している。
実施体制	企画環境課：NPO 法人ゼロ・ウェイストアカデミーとの委託契約事務。 水銀使用廃製品処理処分契約事務。 町民：ごみの持ち込み NPO 法人ゼロ・ウェイストアカデミー：ごみステーションの管理運営
必要経費	水銀使用廃製品処理処分費用：水銀使用廃製品に限った処理費用は算出していない（上勝町全体のごみ処理費用は平成 25 年度で 17,000 千円。維持管理費含む。内、NPO への運営委託料約 8,500 千円。）
導入効果	蛍光管、乾電池（含、ボタン電池、小型充電式電池）、水銀体温計合わせて平均年間約 2 トン、住民一人当たり約 1,400g の水銀使用廃製品を回収、適正処理、リサイクルしている。
導入のメリット・デメリット	メリット：年間を通じて 12 月 31 日～1 月 2 日以外はいつでも受け入れているため、排出が自由にできる。ごみステーションは環境学習実践、コミュニケーションの場となっている。県外からの見学者も多くなった。 デメリット：デメリットは面積 110km ² 、86%が山林の町内にごみステーションが 1 カ所のため、高齢化等により排出が困難な町民が存在するため、乗り合いなど相互扶助が必要。



上勝町拠点回収のフロー図

徳島県 上勝町 水銀使用廃製品回収事例

1. 担当窓口

担当窓口	上勝町企画環境課
住所	〒771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯 3-1
連絡先	電話：0885-46-0111 FAX：0885-46-0323 E-mail：yamashiro_m@kamikatsu.jp
URL	http://www.kamikatsu.jp/soshiki/sangyoka/

2-1. 基本事項 (1)

人口	1,750 人	世帯数	842 世帯	町域	110 km ²	一般廃棄物収集量	367 t
----	---------	-----	--------	----	---------------------	----------	-------

※人口：平成 26.11 現在、世帯数：ヒアリング、町域：上勝町 HP、一般廃棄物量は環境省平成 24 年度調査

2-2. 基本事項 (2)

水銀使用廃製品回収量	2 t	原単位	1,225 (g/人・年)	集積所数	1	集積所数原単位	
------------	-----	-----	---------------	------	---	---------	--

※H26 年ヒアリング

3. 家庭ごみ区分、品目

34 区分	No.	区分・品目	No.	区分・品目	収集頻度
	1	アルミ缶	16	古布・毛布	拠点回収 毎日
2	スチール缶	17	紙パック		
3	スプレー缶	18	段ボール		
4	金属製キャップ	19	新聞・折込チラシ		
5	透明びん	20	雑誌・コピー用紙		
6	茶色びん	21	割り箸		
7	その他のびん	22	ペットボトル		
8	リサイクルびん	23	ペットボトルのふた		
9	その他のガラス類・陶器類・貝殻	24	ライター		
10	乾電池	25	ふとん・カーテン・カーペット		
11	蛍光管そのまま	26	紙おしめ・ナプキン		
12	蛍光管壊れたもの	27	廃食油		
13	鏡・体温計	28	プラスチック製容器包装類		
14	電球	29	どうしても燃やさなければならぬ物		
15	発砲スチロール類				
30	廃タイヤ・廃バッテリー	拠点回収週 1 回			
31	粗大ごみ				
32	家電製品	小売店引取			
33	生ゴミ	堆肥化			
34	農業用ビニール・農薬びん等	販売店へ			

4. 家庭ごみ中水銀使用廃製品の分類

水銀使用廃製品	ごみの分類	水銀使用廃製品	ごみの分類
蛍光管	蛍光管(そのまま・割れたもの)	乾電池	乾電池(アルカリ・マンガン、リチウム、ボタン、ニカド)
水銀体温計	鏡・体温計	ボタン電池	

5. 水銀使用廃製品排出から最終処分までの流れ

家庭(排出)		上勝町(回収・輸送・中堅処理・一時保管)				処理、処分		
種類	回収方法	回収頻度	直営等	輸送車両	中間処理	保管方法	処理ルート	処理処分
蛍光管	拠点回収	-	-	-	無	直管用容器	独自ルート	(株)フジケン
乾電池						ドラム缶	独自ルート	野村興産(株)
水銀体温計								
ボタン電池								

6. 水銀使用廃製品の排出、回収、中間処理、処理処分

種類		排出（回収）方法
住民広報		資源分別方法の各戸配布。2ヶ月に1回の広報。
事業推進協力者		ごみステーションの運営はNPO 法人ゼロ・ウェイストアカデミーに委託
排出 回収	蛍光管	ごみステーション内の指定された場所に持ち込む
	水銀体温計	同上
	乾電池	同上
	回収容器	各自の持ち込みによるため回収容器は不要
	輸送車両	不要
中間処理		不要
一時保管		蛍光管は直管用容器にて保管。乾電池（アルカリ・マンガン、リチウム、ボタン、ニカド）、水銀体温計はドラム缶保管。
処理 処分	契約先選定	蛍光管は徳島県内の㈱フジゲンに、乾電池・水銀体温計・ボタン電池は野村興産㈱に委託して処理処分。蛍光管は見積もり合わせにより1年毎の契約、他は量が集まった時点での契約。
	契約上の条件	契約仕様書の提供は不可。
	処理費用	水銀使用廃製品に限った処理・処分費用は算出していない。
	移送方法	蛍光管は陸送。野村興産は海上輸送（コンテナ5トンが最小輸送量のため、平均3年程度保管して引取り）。
回収事業導入の手順		焼却処理やごみ埋め立てを全廃するよう努める。そのため、ごみの徹底的な排出抑制、分別・回収を指導してごみ発生率を最小にする分別回収システムの構築を目指す。（平成15年9月ゼロ・ウェイスト宣言）
事業の課題とこれから取り組む市町村等への助言		メリットは年間を通じて12月31日～1月2日以外はいつでも受け入れているため、排出が自由にできる。デメリットは高齢者等で車の運転が不可の場合排出できないため相互扶助が必要。（町は1ヶ月に1回広報にてごみ引取り等支援希望者を募って、申込者に個別に対応している。）

7. 処理実績

品目	H20	H21	H22	H23	H24	H25
蛍光管						490kg
乾電池・水銀体温計・ボタン電池					4,960kg	

備考：平成26年度ヒアリング

8. 参考図



日比ヶ谷ごみステーション



内部 回収容器 (1)



内部 回収容器 (2)

上勝町資源分別方法

2004年4月1日より

毎日の収集

場所：日比ヶ谷ゴミステーション 収集場所：毎日 午前7時30分から午後2時まで
 年末年始は12月31日～1月2日までお休みします。

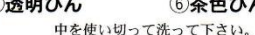
①アルミ缶
 中を使い切って洗って下さい。
 缶に表示あり

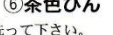
②スチール缶
 中を使い切って洗って下さい。
 缶に表示あり

③スプレー缶
 中身を使い切って必ず穴をあけて出して下さい。
 キャップ・噴射ボタンは、はずす。

④金属製キャップ
 水洗いして下さい。

びん類

⑤透明びん
 中を使い切って洗って下さい。


⑥茶色びん
 中を使い切って洗って下さい。

⑦その他のびん
 緑・青・黒・その他の色

⑧リサイクルびん
 緑・青・黒・その他の色

⑨その他のガラス類・陶器類・貝殻
 グラス・コップ類 窓ガラス
 耐熱ガラス 化粧品
 のビン

⑩乾電池
 アルカリ・マンガン
 ・リチウム
 ・ボタン
 ・ニカド

⑪蛍光管
 ⑪そのまま ⑫壊れたもの
 洗って、乾かしてから出して下さい。
 ただし、洗面台・トイレ等の大きな陶器類は粗大ごみとして出して下さい。
 (備え付けのコンテナに入る程度なら可)

⑬鏡・体温計


⑭電球


⑮発泡スチロール類
 汚れを洗って下さい。
 スチロール以外の素材がついているものは取り除いて下さい。

⑯古布・毛布
 濡れたものはダメ。
 透明の袋に入れて下さい。

古紙類

⑰紙パック
 洗い、切り開き乾かして、束にしないで下さい。

⑱段ボール
 大きめにたたみ、紙ひもではぼって下さい。

⑲新聞・折込チラシ
 白の紙ひもではぼって下さい。

⑳雑誌・コピー用紙
 白の紙ひもではぼって下さい。

㉑割り箸
 洗って、乾かしてから出して下さい。

㉒ペットボトル
 ふたとラベルを取り、中を使い切って洗って下さい。

㉓ペットボトルのふた
 水洗いして下さい。

㉔ライター
 ガスを使い切って下さい。

㉕ふとん・絨毯・カーテン・カーペット
 折りたたんで下さい。

㉖紙おしめ・ナプキン
 汚物はトイレに流して収集場の専用容器に入れて下さい。

㉗廃食用油
 必ずこしてから出して下さい。
 食用以外はダメ

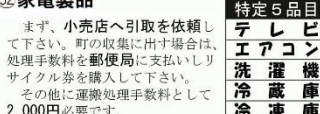
㉘プラスチック製容器包装類
 汚れを洗って下さい。
 水分、金属、生物は混入しないように。

㉙どうしても燃やさなければならぬ物
 再利用できないか？よく考えて入れましょう。
 容器・包装以外のプラスチック類等。

収集日時：毎週日曜日 7:30~14:00

㉚廃タイヤ・廃バッテリー
 1kgまで毎に100円

㉛粗大ゴミ
 家具類・農機具類
 大きな陶器類(洗面台等)
 オートバイ
 大きな金属類(ドラム缶等)
 小型金属類(釘・刃物等)
 複合のごみ(おもちゃ等)

㉜家電製品
 まず、小売店へ引取を依頼して下さい。
 町の収集に出す場合は、処理手数料を郵便局に支払いしリサイクル券を購入して下さい。
 その他に運搬処理手数料として2,000円が必要です。

特定5品目
テレビ
エアコン
洗濯機
冷蔵庫
冷凍庫

㉝生ゴミ
 生ゴミは、各家庭で堆肥化

㉞農業用廃ビニール・農薬びん等
 販売店にお返し下さい。

連絡先：介護予防活動センターひだまり（44-6080）役場産業課（46-0111）

*それぞれを分別して日比ヶ谷ゴミステーション内の指定された場所にお持ち込み下さい。

出典：http://www.kamikatsu.jp/_files/00003599/shigen.JPG



出典 : <http://www.kamikatsu.jp/zerowaste/shushu.html>

2. 9 高知県 高知市

特徴	水銀使用廃製品をステーション回収。市は約 200 世帯に 1 つの登録団体を設定してステーションの管理を依頼。再生資源処理協同組合に委託して月 1 回の水銀使用廃製品の分別回収及び蛍光管破砕処理。
導入手順	昭和 51 年度から月 2 回、昭和 53 年度から月 1 回の資源・不燃物の分別回収を実施していたが、昭和 59 年 1 月から水銀使用廃製品（乾電池、 <u>蛍光管</u> 、鏡、 <u>体温計</u> 、 <u>温度計</u> ）を対象品目に加えた。当初は直営回収で、資源物のみ再生資源処理共同組合が委託回収していたが、平成 3 年 10 月から水銀使用廃製品も同組合に委託回収とした。ステーションは 200 世帯を単位とした登録団体（平成 24 年 4 月現在 1,141 団体、145,245 世帯）により準備、片付け等の市民協力を得ている（高知方式）。高知市再生資源処理センターに運ばれた水銀使用廃製品は同組合に委託して無害化破砕やドラム缶への密封など中間処理を行った後、水銀再生業者に処理委託している。また、組合の再資源化物の売上金の一部は各登録団体へ分別援助金として還元されている。
実施体制	<p><u>環境業務課</u>：資源・不燃物（水銀使用廃製品を含む）収集運搬業務及び水銀使用廃製品中間処理業務についての、高知市再生処理協同組合との委託契約事務。（※水銀使用廃製品中間処理とは蛍光灯を破砕してドラム缶に密閉する作業及び乾電池等をドラム缶に入れる作業。）水銀使用廃製品の運搬、最終処分業務委託契約事務。</p> <p><u>登録団体</u>：月 1 回の回収日のステーション準備、片付け等の管理、協力</p> <p><u>再生資源処理共同組合</u>：資源物（含、水銀使用廃製品）の回収運搬。再生資源処理センターでの蛍光管破砕・ドラム缶詰め、乾電池ドラム缶詰め業務。処理センターの設備維持管理。</p>
必要経費	<p><u>再生資源処理共同組合委託費</u>：約 2,500 千円（平成 25 年度、水銀使用廃製品以外の資源物の回収輸送、再生資源処理センターでの再資源化・水銀使用廃製品中間処理等を含んでいるため、水銀使用廃製品のみ算出は不明。）</p> <p><u>水銀使用廃製品処理処分費</u>：約 6,700 千円（平成 25 年度）</p>
導入効果	<u>蛍光管</u> 、 <u>乾電池等</u> を合わせた水銀使用廃製品を平成 25 年度で年間約 120 トン、市民一人当たり約 360g 回収し、適正処理、リサイクルしている。高知方式はごみの減量・資源化に成果をあげている。
導入のメリット・デメリット	<p><u>メリット</u>：約 200 世帯に 1 つと地元密着した登録団体による市民の協力の下、資源物と同時に水銀使用廃製品のみをまとめて分別回収しているため、異物等の混入は少ない。資源物売上金の一部還元制度があるため、市民協力のモチベーションになる。</p> <p><u>デメリット</u>：協力市民には、月 1 回の回収日に合わせて、ステーションのコンテナ等準備、立会い、後片付け等の負担がかかる。</p>

1. 担当窓口

担当窓口	高知市環境部環境業務課管理係
住所	〒780-0056 高知市北本町4丁目4-43
連絡先	電話：088-884-3144 FAX：088-884-6432 E-mail：kc-180800@city.kochi.lg.jp
URL	https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/64/

2-1. 基本事項(1)

人口	339,015人	世帯数	161,909世帯	市域	309 km ²	一般廃棄物収集量	127,198 t
----	----------	-----	-----------	----	---------------------	----------	-----------

※人口：平成25.12.1現在、世帯数、市域：高知市HP、一般廃棄物量は環境省平成24年度調査

2-2. 基本事項(2)

水銀使用廃製品回収量	116t	原単位	341(g/人・年)	集積所数	1,200	集積場数原単位	283(人/カ所)
------------	------	-----	------------	------	-------	---------	-----------

※H26年ヒアリング

3. 家庭ごみ区分、品目

5区分	No.	区分(品目)	収集頻度
	1	可燃ごみ	
2	プラスチック製容器包装		週1回
3	ペットボトル		回収協力店舗へ
4	資源物(紙類、布類、ビン類、カン・金属類)		
5	可燃粗大ごみ、家電品、水銀を含むごみ(蛍光管、乾電池、体温計)、発火器具・ライター類、不燃ごみ		月1回分別回収

4. 家庭ごみ中水銀使用廃製品の分類

水銀使用廃製品	ごみの分類	水銀含有ごみ	ごみの分類
蛍光管	水銀を含むごみ	乾電池	水銀を含むごみ
水銀体温計	水銀を含むごみ	ボタン電池	水銀を含むごみ

5. 水銀使用廃製品排出から最終処分までの流れ

家庭(排出)		高知市(回収・輸送・中間処理・一時保管)				処理、処分		
種類	回収方法	回収頻度	直営等	輸送車両	中間処理	保管方法	処理ルート	処理処分
蛍光管	ステーション回収	月1回	委託	平ボディ車(品目毎に分けて積載)	蛍光管破砕	ドラム缶(屋内)	全都清ルート	野村興産(株)
乾電池						ドラム缶(屋内)		野村興産(株)
水銀体温計						乾電池のドラム缶内		
ボタン電池						乾電池のドラム缶内		

6. 水銀使用廃製品の排出、回収、中間処理、処理処分

種類		排出（回収）方法
住民広報		高知市家庭ごみの出し方配布
事業推進協力者		200～300世帯に1つの団体を登録していただき（町内会やマンション管理組合等）、ステーションの準備など市のごみリサイクル活動等に協力いただいている（ボランティア）。廃棄物減量推進員を市長が任命し、行政と住民との調整等をお願いしている。
排出 回収	蛍光管	水銀を含むごみ（蛍光管、体温計、乾電池、ボタン電池）を袋等に入れ資源・不燃物ステーション（約1,200カ所）に出す。登録団体が（ステーション数と同じ）がステーションを管理している。
	水銀体温計	
	乾電池	
	回収容器	水銀を含むごみ（蛍光管、乾電池、体温計、ボタン電池）は袋等でステーションに出される。
	輸送車両	水銀を含むごみ（蛍光管、体温計、乾電池、ボタン電池）は平トラック荷台へ積載時に蛍光管、乾電池等の品目毎にドラム缶やコンテナに分けて搬送。高知市再生資源処理協同組合に委託して、再生資源処理センターへ運ぶ。
中間処理		高知市再生資源処理協同組合に委託し、高知市再生資源処理センターで蛍光管破碎後ドラム缶への密封、乾電池はそのままドラム缶詰めにて一時保管。破碎できない40W直管、25W細管や大円形管、らせん形状管はダンボール詰めやそのままドラム缶詰め。水銀体温計はペール缶等に貯留後、搬出は乾電池ドラム缶の上部に入れ、外部に明記。鏡は水銀含有上問題無いとの住民周知徹底がまだのため、一旦集めた後、埋め立てごみとして処理。
一時保管		ドラム缶にて屋内保管。搬出は5トンコンテナで1回/月を目安。（搬出ドラム缶37から38本/回）
処理 処分	契約先選定	蛍光管、乾電池共（公益社団）全国都市清掃会議ルートで野村興産㈱に委託処理（随意契約）
	契約上の条件	収集輸送及び処理処分の契約仕様書の提供可
	処理費用	平成25年度実績6,684,027円
	移送方法	トラック輸送、貨車輸送
回収事業導入の手順		昭和51年から200世帯を単位として登録制を開始。昭和59年から水銀を含むごみ直営回収を開始。平成3年から再生資源処理協同組合に委託。
事業の課題とこれから取り組む市町村等への助言		特になし。

7. 処理実績

品目	H20	H21	H22	H23	H24	H25
蛍光管	129,060kg	130,010kg	135,770kg	129,870kg	114,010kg	115,680kg
乾電池	kg	kg	kg	kg	kg	kg

出典：環境省平成23年度水銀使用廃製品に関する実態調査、平成26年度ヒアリング

備考：平成20～25年度処理量に鏡は含まず。処理量で蛍光管、乾電池は区分していない。

8. 参考図

高知市の家庭ごみの出し方

(平成27年4月)

ごみ出し5原則

- 1 台所ごみの水切りを忘れず!
- 2 分別ルールを守る!
- 3 透明・半透明の袋で出す!
- 4 収集日の朝8時までに決められた場所へ!
- 5 集積場所(ステーション)を清潔に!

**** 詳しいことは ****

ごみの分別やサイクルについては
●環境政策課 ☎823-9209
本町5丁目1-45第二庁舎

ごみの収集やステーションについては
●環境業務課 ☎856-5374
長浜宮田2000-10

市が収集するごみ

可燃ごみ (週2回) 月曜日・日曜日 ステーションへ	台所ごみ	庭のごみ	その他燃える素材のもの(おおむね45Lのごみ袋に入る大きさのもの)	可燃ごみ収集日 地元の決められたステーションに出してください
	可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	

プラスチック製容器包装 (毎週水曜日) ステーションへ

のマークがつけられた容器や包装が対象です。
※ 分別収集したプラスチック製容器包装は、リサイクルしています

出し方

注意しましょう!!

資源・不燃物ステーション(月1回)

紙は5種類に分別してそれぞれ紐でしばる(紐がみは紙袋に入れてしばっても良い)。雨の日はぬれないようにポリ袋等に入れる。

新聞・チラシ	ダンボール	雑誌	飲料用紙パック	雑がみ
布類	ビン類	カン	金属	その他

不燃ごみ
水銀を含むごみ

市が収集しないごみ(これらのものは、ステーションに出すと不法投棄になります)

家電リサイクル法対象機器	パソコン	処理困難物
エアコン(室外機含む)、テレビ(プラズマ式、液晶、プラズマ式)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	パソコン(デスクトップ・ノート)、ディスプレイ(ブラウン管・液晶)	プロパンガスボンベ、消火器、ピアノ、農薬・薬品、自動車用タイヤ

出典 : <https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/33934.pdf>

(1) 高知市資源・不燃物ステーションの様子 (高知市提供資料)



(2) 高知市再生資源処理協同組合 HP より

 <p>使用済みの乾電池はドラム缶に保管される。北海道のリサイクル工場で亜鉛・鉄・肥料などの原材料になる。</p>	 <p>一般的な円形状と40Wまでの直管形状の蛍光管を破碎。水銀の吸着、ガラス管の破碎を行う。</p>
 <p>蛍光管の形状・大きさで処理方法が異なるので、種類別に分けて処理する。</p>	 <p>破碎処理直後の蛍光管。この後、ドラム缶に蓋をして梱包し、出荷を待つ。</p>
 <p>出荷まで一時保管されたドラム缶。関西や北海道にある蛍光管等リサイクル工場に運ばれ、再生水銀、ガラスウール、アルミ資材に再利用される。</p>	

出典：<http://kochi-saisei.or.jp/publics/index/50/>
<http://kochi-saisei.or.jp/publics/index/49/0/>

2. 10 熊本県 水俣市

特徴	一般廃棄物の 24 種分別（平成 27 年度から 21 種分別）。軽四車両による水銀使用廃製品の月 1 回のステーション回収
導入手順	平成 5 年から全国に先駆けてごみの分別回収に取り組み、平成 26 年度は 24 種類の分別をステーション（集積所）で行っており、その中に <u>蛍光管</u> と <u>乾電池類（含、水銀体温計、ボタン電池、小形充電電池）</u> があり月 1 回分別回収している。これらは水俣病を教訓とした環境復元行動及び環境美化活動を経てきた住民、各地区のリサイクル推進員（ボランティア）の協力の成果であり「水俣方式」として確立された。
実施体制	<u>水俣市環境クリーンセンター</u> ：ステーションからの <u>蛍光管、乾電池類</u> の回収、輸送、クリーンセンターでの一時保管業務委託契約事務。 <u>蛍光管、乾電池類</u> の処理処分委託契約事務。 <u>地元町会、リサイクル推進員</u> ：準備、片付け等のステーション管理
必要経費	<u>本回収システム導入時経費</u> ：約 600 千円（コンテナ、分別名札等から推算） <u>回収輸送、一時保管業務委託費</u> ：約 600 千円（平成 25 年度） <u>蛍光管処理処分委託費</u> ：約 550 千円（平成 25 年度） <u>乾電池類処理処分委託費</u> ：約 1,100 千円（平成 25 年度）
導入効果	<u>蛍光管、乾電池等</u> を合わせた水銀使用廃製品を平成 25 年度で年間約 19 トン、市民一人当たり約 700g 回収し、環境上適正な処理、リサイクルを行っている。市と住民の協働により分別の徹底とごみの減量化につながっている。
導入のメリット・デメリット	<u>メリット</u> ：地元と協働の下、資源物と同時に水銀使用廃製品を回収しているため、異物等の混入は少ない。 <u>デメリット</u> ：多数のコンテナを並べるスペースが必要で、分別ステーションの場所確保が必要（資源物等の場所は 300 カ所で燃やすごみの 700 カ所に比べて少ない）。前日配布したコンテナを地域で並べてもらい、翌日回収するため、その世話をする人の確保が必要。

熊本県 水俣市 水銀使用廃製品回収事例

1. 担当窓口

担当窓口	水俣市環境クリーンセンター
住所	〒867-0062 熊本県水俣市築地 9-40
連絡先	電話：0966-62-4101 FAX：0966-62-4099 E-mail：fukuda-k@city.minamata.lg.jp
URL	http://www.city.minamata.lg.jp/294.html

2-1. 基本事項（1）

人口	26,978人	世帯数	10,893世帯	市域	163 km ²	一般廃棄物収集量	7,922t
----	---------	-----	----------	----	---------------------	----------	--------

※人口：平成22.10月現在、世帯数、市域：水俣市HP、一般廃棄物収集量は環境省平成24年度調査

2-2. 基本事項（2）

水銀使用廃製品回収量	19t	原単位	702(g/人・年)	集積所数	300	集積場数原単位	90(人/カ所)
------------	-----	-----	------------	------	-----	---------	----------

※H26年ヒアリング

3. 家庭ごみ区分、品目（平成26年度）

16区分	No.	区分	品目	No.	区分	品目	収集頻度
	1	1. 生きびん		5	10. 布類（衣類）		1回/月
2	雑びん	2. 透明	6	11. 電器コード類			
		3. 茶色	7	有害	12. 乾電池類		
		4. 水色			13. 蛍光管・電球類		
		5. 緑色	8	14. 食用油			
		6. 黒色	9	15. 小型家電(17品目)			
3	空き缶	7. スチール缶	10	16. 破碎・埋立			
		8. アルミ缶	11	17. 粗大			
4	9. なべ・釜類						
12	18. ペットボトル					2回/月	
13	紙類	19. 新聞・チラシ					
		20. 段ボール					
		21. 雑誌・その他紙類					
14	22. 容器包装プラ					1回/週	
15	23. 生ごみ					2回/週	
16	24. 燃やすごみ						

4. 家庭ごみ中水銀使用廃製品の分類

水銀使用廃製品	ごみの分類	水銀使用廃製品	ごみの分類
蛍光管	資源ごみ中の有害ごみ。	乾電池	資源ごみ中の有害ごみ。小型充電式電池を含む。
水銀体温計	資源ごみ中の有害ごみ。	ボタン電池	資源ごみ中の有害ごみ

5. 水銀使用廃製品排出から最終処分までの流れ

家庭（排出）		水俣市（回収・輸送・中間処理・一時保管）				処理、処分		
種類	回収方法	回収頻度	直営等	輸送車両	中間処理	保管方法	処理ルート	処理処分
蛍光管	ステーション回収	月1回	車両貸与運転委託	軽四平ボディ	無（選別のみ）	ダンボール(屋内)	独自ルート	和泉商事(株)
乾電池						ドラム缶(屋外)	独自ルート	野村興産(株)
水銀体温計						ダンボール保管中		
ボタン電池						乾電池ドラム缶内		

6. 水銀使用廃製品の排出、回収、中間処理、処理処分

種類		排出（回収）方法
住民広報		「家庭ごみの分け方・出し方」、「きちんと分別」を配布・HP 掲載。ごみ全般の減量のため「みなへら通信」を3ヶ月に1回作成配布。
事業推進協力者		地域の協力者のリサイクル推進員（ボランティア）に回収日前日にコンテナ並べをしていただいている。
排出 回収	蛍光管	電球・蛍光管・体温計を割らずに出す。但し、既に割れているものも出せる。市が指定した蛍光管類と書かれた箱に入れて分別ステーション（約300カ所）に出す。
	水銀体温計	
	乾電池	市が指定した乾電池類と書かれた札をかけたコンテナに入れて分別ステーションに出す。
	回収容器	回収容器：蛍光管類は商品名カンメート、乾電池類はプラスチックコンテナ
輸送車両		17日/月作業。軽四1台で回している。蛍光管、乾電池、食用油を一緒に軽四平ボディ車で回収輸送。保有台数は1台で1日25から30箇所の分別ステーションを車両貸与し運転委託にて回収、環境クリーンセンターに運ぶ。分別ステーション数は約300カ所。（参考：燃やすごみ用のステーションは約700カ所）
中間処理		環境クリーンセンターで蛍光管（直管、丸管）、他の電球類に分け、蛍光管はダンボール詰め。乾電池類はそのまま（含むボタン電池、小型充電式電池）ドラム缶詰め。
一時保管		蛍光管はダンボール詰めで屋内保管、乾電池類はドラム缶詰めで屋外保管。水銀体温計は量が少なく県の指導で屋内保管中。搬出は蛍光管が2ヶ月に1回程度、乾電池類は年1回。
処理 処分	契約先選定	平成26年度処理委託先は蛍光管が和泉商事(株)、乾電池類は野村興産(株)。処理業者は毎年入札にて決める。和泉商事は八代にあり、アクセスが良いため、水俣市が持ち込む。
	契約上の条件	蛍光管、乾電池処理処分の契約仕様書提供可
	処理費用	平成26年度契約で蛍光管処理費：80円/kg（市が和泉商事に持ち込み）。乾電池運搬費：10円/kg、処理費75円/kg
	移送方法	陸送。蛍光管は2t平ボディ車、乾電池類は10トントレーラーにて搬出。
回収事業導入の手順		過去の水銀汚染問題を教訓とした環境復元行動、環境美化活動を経て住民協力、各地区のリサイクル推進員らの分別指導により平成5年から「水俣方式」と呼ばれる分別回収体制を始め現在では24種分別を確立している。
事業の課題とこれから取り組む市町村等への助言		多数のコンテナを並べるスペースが必要で、分別ステーションの場所確保（300カ所で燃やすごみの700カ所に比べて少ない）。前日配布したコンテナを地域で並べてもらい、翌日回収するため、その世話をする人の確保（ボランティアであり地域により交代制や決まった方を選任するなどしている）。前日の夕方までに地域で分別品目を出してもらっているが、帰宅が遅い家庭などは戸別に夜間分別排出することとなり、地域の目が行き届かないこともある。

7. 処理実績

品目	H20	H21	H22	H23	H24	H25
蛍光管	7,606kg	7,044kg	6,989kg	5,299kg	5,920kg	6,538kg
乾電池	13,027kg	12,162kg	12,801kg	12,220kg	12,350kg	12,390kg

出典：環境省平成23年度水銀使用廃製品に関する実態調査、H26年度ヒアリング
水銀体温計は、県の指導で環境クリーンセンター内に保管中

8. 参考図

(1) 有害ごみ分別排出、回収、保管、処理処分への輸送写真 (水俣市提供資料)



蛍光管排出状況



乾電池排出状況



有害ごみ回収車



環境クリーンセンター内蛍光管保管状況



環境クリーンセンター内乾電池保管状況



蛍光管、和泉商事(株)への搬出風景

(2) 水俣市環境保全活動の取り組み (HP より)



1. 市の環境クリーンセンターが、行政区（26区）ごとに月1回、決められた回収日の前日午後3時頃までに、分別用のコンテナを各ステーションに配布する。



2. リサイクル推進員等が、コンテナを整理・配置する。



3. コンテナ配布日の夕方又は回収日当日の午前8時30分までに、リサイクル推進員等の指導のもと、住民自らが持参したごみを分別し、コンテナの中に入れる。



4. 回収日当日、6台の資源ごみ回収車が回収後、品目ごとに計量して、回収量を地区ごとに集計する。



5. 集められた資源ごみは、環境クリーンセンターでストック、処理をし、業者に売却される。売却益は、排出量に応じて、各地区に助成金として還元される



ステーションでの分別品持参風景

出典：http://minamata-kbk.or.jp/approach2_1.html

平成27年度発行
(第23版)

(平成27年度水俣市一般廃棄物処理計画)

家庭ごみの分け方・出し方

燃やすごみ、生ごみ、容器包装プラは
収集日の午前8時30分までに出してください
問合せ先: 水俣市環境クリーンセンター
水俣市箕地9番40号 ☎0966-62-4101

収集	分類	出せるもの・出し方のポイント	注意	リサイクル/リユース																								
1	生きびん	①一升びん(1.8ℓ) ②一斗びん(全種) ③Pマークのびん ④角瓶(清酒のびん) ⑤角瓶(緑色の500mlびん・織月・伊佐大島・真喜島など) ⑥ビールびん ⑦牛乳びん ※ふた・栓を取り除き、かるく水洗いすること。	割れたら「雑びん」へ ふた・栓は「破砕・埋立」へ	洗浄して繰り返し使用																								
2	雑びん	①生きびんではないびん ②飲料水や食料品が入っていたびん ※透明、黄色、その他色の3種類に分別すること。 ※割れたらOK。 ※ふた・栓を取り除き、かるく水洗いすること。	ふた・栓は「破砕・埋立」へ ガラス製のコップ、瓶、ガラス、農薬びん、化粧びん、耐熱ガラスなどは「破砕・埋立」へ	びんに再生、ガラス工芸品、諸般材など																								
3		透明																										
4		茶色 その他色																										
5	空き缶	スチール缶	※分別マークによりアルミとスチールに分別すること。 ※アルミはスチールが判別困難な場合はスチールへ ※カセットコンロのガスボンベやスプレー缶は必ず穴を開けて中身を出し、(圧縮作業時発生したガス)	缶詰の原料 アルミの原料																								
6	アルミ缶		缶詰の原料 アルミの原料																									
7	布類(衣類)	上着、下着、靴下、手袋、帽子、和服、タオル、毛布、シーツ、カーテンなど ※畳・畳入れを入れること。 ※家電から切り離し、差込みの部分のプラグを切ってコードだけ出すこと。	はんてんなど入りものものは「燃やすごみ」へ 差込プラグは「破砕・埋立」へ	クエスに加工、古着販売、輸出して再利用																								
8	電気コード類		差込プラグは「破砕・埋立」へ	銅を再利用																								
9	乾電池類	乾電池、ボタン電池、リチウム電池、携帯電話の充電電池など。		蓄電池、マンガンなどを再利用																								
10	有害	電球		金属、ガラスなど																								
11	食用油		※分別マークのない食用油は資源ステーションの専用容器(5ℓ)に入れること。 ※未使用の賞味期限を過ぎた食用油は容器に入ったままの状態ですること。	バイオディーゼル燃料、石鹸																								
12	小型家電(17品目)	携帯電話、ケータイ、ポータブルゲーム機、ポータブル液晶テレビ、モトム、カーナビ、ポータブルゲーム機、電子辞書、デジタルカメラ、スマートフォン(2010年以降)等を含む、ビデオカメラ(ハンディ)、ポータブル音楽プレーヤー、電卓、電話機、家庭用ゲーム機、ゲームコントローラー、リモコン、カーオーディオ 25cm×15cm以下の小型家電製品17品目 ※携帯電話は個人情報保護のため本体に穴を開けて出すこと。購入店へ引取りの依頼をすること。	乾電池等は外して「乾電池類」へ ①品目以外の小型家電は「破砕・埋立」へ ※家電リサイクル法などの対象となるテレビ、パソコンなどは家電リサイクル法事業者又は購入店へ依頼すること。	希少金属(レアメタル)を取り出して再利用																								
13	破砕・埋立及び粗大ごみ	①びん類、缶類、電気コード類、乾電池類、蛍光灯、電球類、小型家電類以外の不燃物(なべ・鍋類を含む) ②家電、おもちゃ、バッグなど金属が含まれるもの ③布団、カーペット、ブランケット、衣類収納BOXなどの大型可燃物 ※折りたたんでびもでくこと。 ※雑誌などは新聞紙を巻いてOK。 ※家電や新聞などの30cmを超える大きな「粗大ごみ」は資源ステーションの空きスペースにまとめて置くこと。 ※80cm×100cmを超える大きな家具などはなるべく分解すること。	乾電池等は外して「乾電池類」へ カセットテープ・ビデオテープは「燃やすごみ」へ ※鉄線、草刈機、刃物の刃、水道の蛇口、スプリングなどは資源ステーションへ持ち込むこと。 ※スプリングが付いている「ソファ」などは業者へ依頼すること。	希少金属(レアメタル)を取り出して再利用																								
14	ペットボトルのふた		ペットボトル以外のふた (びんのふた、調味料、洗剤などプラスチックのふた) ①プラ製のふたは「容器包装プラ」へ ②金属製のふたは「破砕・埋立」へ	PP(ポリプロピレン)再生プラスチック																								
15	ペットボトル	△マークのついたプラスチック ※ふたとラベルを外して、かるく水洗いすること。 ※三角折にして、びもでくこと。 ※広告チラシも新聞と一緒にくこと。	ラベルと△マークがないプラスチックは「容器包装プラ」へ ふたは「ペットボトルのふた」へ	衣類、洗剤ボトル、台所用品、文具など																								
16	新聞・チラシ			新聞紙、新聞紙、印刷用紙など																								
17	段ボール	空気層のあるものが段ボール ※折りたたんでびもでくこと。 ※可能な限りテープは取り外すこと。	空気層がない厚紙、お菓子箱などは「その他紙類」へ	段ボール箱など																								
18	紙類	雑誌・その他紙類	資源にならない紙類(ティッシュペーパー、トイレットペーパー、キッチンペーパー、布巾、風呂敷、アルミ箔の付いた紙、カーボン紙、錫箔などの香りが付いた紙、防水加工された紙など)は「燃やすごみ」へ	雑誌、お菓子箱など																								
19	容器包装プラ	商品を含むプラスチック製のパッケージで、中身の使用後不用になったもの(例)レジ袋、ポテトチップスなどのプラスチックのお菓子袋、シャンプーや洗剤の容器、卵や豆腐のパック、コンビニ弁当の容器、ペットボトルのラベル、市販のプラスチックの容器など ※中身は空にし、かるく水洗いすること。	資源包装ではないプラ(バケツ、ボール、タッパー、ハンディープラスチック、ラップ類などのプラスチック製品)は「燃やすごみ」へ 大きなものや金属が含まれるものは「破砕・埋立」及び「粗大」へ	燃料(コークス)、両面テープ、プリンター、工事のコーンなど																								
20	生ごみ	収集対象地区 1区～8区、17区～22区	豚糞、鶏糞、馬糞の切り干し、かごなどの糞、糞の皮、ピーナッツの殻など ※切り干して専用の袋に入れて出すこと。(糞は乾燥するまで購入後早く使うこと。)	堆肥化																								
21	燃やすごみ	①「生ごみ」布類、ペットボトル及びそのふた、紙類、容器包装プラ、粗大ごみ以外の可燃物 ②カセットテープ、ビデオテープ ※剪定枝は長さ30cm×太さ直径2cm程度で、更なる幅は直径15cm程度でくこと。それ以上の太さ(直径5cm以内)は「粗大」へ ※太さ直径5cmを超える枝は市では処理できないので、細かく出すこと。一般廃棄物処理業者に依頼すること。	資源になる紙類、容器包装プラ類などは資源ステーションへ 布類やプラスチック類などの大型の可燃物は「粗大ごみ」へ 収集対象地区の生ごみは「生ごみ」へ 煙草などはできる限り自家処理すること。	滑走路スラッグを道路の路盤材として使用																								
<p>市が収集するもの</p> <p>クリーンセンターへの持込みが可能なもの</p> <p>事業系一般廃棄物</p> <p>「事業系一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の事業系廃棄物のことです。※産業廃棄物については下記参照市では収集しませんので、直接クリーンセンターに持ち込むか、一般廃棄物処理業者に依頼してください。 クリーンセンターへの持込料金 ①可燃ごみ (30kgまで300円 30kg毎に300円)・消費税等 ②資源ごみ 1kgあたり3円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>直接持込み先及び処理方法</th> <th>品目</th> <th>直接持込み先及び処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家電リサイクル法対象品</td> <td>以下のいずれかの方法で処理してください。 ①(専任)リサイクル業者へ、家電リサイクル指定業者に直接持ち込む。 (水俣市内の指定業者) 自井商会(月浦30-1 ☎83-8082) 南九州センター(柳井港高業所)月浦字前田54-172 ☎63-4117 ②購入店に引き取ってもらう。 ※2の場合、事前にリサイクル券が必要かどうかは、購入店にご相談ください。 ※家電の自宅への引取りが可能かどうかは、購入店にご相談ください。 アクティバサイクリング推進班278-6 ☎62-3300 水俣アスコン班(浜松町5-60 ☎68-2250) 環境クリーンセンターへお電話ください。 医療系(感染性)廃棄物 注射器及び針 必ず処分された医療機関又は薬局に返却し、一般ごみに投入しないでください。 産業廃棄物とは、事業活動によって発生した以下のもの ①紙くず(建設解体、製紙業、印刷出版業に限る)②木くず(建設解体、木材加工業、製紙業に限る)③繊維くず(建設解体、繊維工業、PCBが染み込んだ布類に限る)④食物残渣(食品製造業、医薬品及び香料製造業に限る)⑤家畜の排泄物、死体及びその部分⑥ゴム⑦金属(ガラス、コンクリート、陶磁器⑧土⑨汚泥⑩油⑪洗剤⑫農薬⑬アルカリ⑭農薬⑮プラスチック)以上の産業廃棄物は法令に依り、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。</td> <td>消火器</td> <td>郡山防災庫 陣内1-10-7 ☎83-4170 立峰電機 古町1-8-15 ☎83-4206</td> </tr> <tr> <td>たまたみ</td> <td>市内のたまたみ店にご相談ください。</td> <td>たまたみ</td> <td>市内のたまたみ店にご相談ください。</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>新車、中古車販売店にご相談ください。</td> <td>自動車</td> <td>新車、中古車販売店にご相談ください。</td> </tr> <tr> <td>バイク(自動2輪及び原動機付自転車)</td> <td>販売店に相談またはバイクリサイクル指定業者へ (水俣市内の指定業者)自井商会(月浦36-1 ☎63-9082)</td> <td>バイク(自動2輪及び原動機付自転車)</td> <td>販売店に相談またはバイクリサイクル指定業者へ (水俣市内の指定業者)自井商会(月浦36-1 ☎63-9082)</td> </tr> <tr> <td>ガスボンベ、バッテリー、焼却灰、かわら、自動車及びバイクのタイヤ、ホイール、ゴム、モーター、電気温水器、水漏れ防止水栓などの大型機器、産業、新聞、心臓などの液体、大きな枝や丸太(直径5cm以上)、スプリングの入ったソファやベッドのマットレスなど</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					品目	直接持込み先及び処理方法	品目	直接持込み先及び処理方法	家電リサイクル法対象品	以下のいずれかの方法で処理してください。 ①(専任)リサイクル業者へ、家電リサイクル指定業者に直接持ち込む。 (水俣市内の指定業者) 自井商会(月浦30-1 ☎83-8082) 南九州センター(柳井港高業所)月浦字前田54-172 ☎63-4117 ②購入店に引き取ってもらう。 ※2の場合、事前にリサイクル券が必要かどうかは、購入店にご相談ください。 ※家電の自宅への引取りが可能かどうかは、購入店にご相談ください。 アクティバサイクリング推進班278-6 ☎62-3300 水俣アスコン班(浜松町5-60 ☎68-2250) 環境クリーンセンターへお電話ください。 医療系(感染性)廃棄物 注射器及び針 必ず処分された医療機関又は薬局に返却し、一般ごみに投入しないでください。 産業廃棄物とは、事業活動によって発生した以下のもの ①紙くず(建設解体、製紙業、印刷出版業に限る)②木くず(建設解体、木材加工業、製紙業に限る)③繊維くず(建設解体、繊維工業、PCBが染み込んだ布類に限る)④食物残渣(食品製造業、医薬品及び香料製造業に限る)⑤家畜の排泄物、死体及びその部分⑥ゴム⑦金属(ガラス、コンクリート、陶磁器⑧土⑨汚泥⑩油⑪洗剤⑫農薬⑬アルカリ⑭農薬⑮プラスチック)以上の産業廃棄物は法令に依り、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。	消火器	郡山防災庫 陣内1-10-7 ☎83-4170 立峰電機 古町1-8-15 ☎83-4206	たまたみ	市内のたまたみ店にご相談ください。	たまたみ	市内のたまたみ店にご相談ください。	自動車	新車、中古車販売店にご相談ください。	自動車	新車、中古車販売店にご相談ください。	バイク(自動2輪及び原動機付自転車)	販売店に相談またはバイクリサイクル指定業者へ (水俣市内の指定業者)自井商会(月浦36-1 ☎63-9082)	バイク(自動2輪及び原動機付自転車)	販売店に相談またはバイクリサイクル指定業者へ (水俣市内の指定業者)自井商会(月浦36-1 ☎63-9082)	ガスボンベ、バッテリー、焼却灰、かわら、自動車及びバイクのタイヤ、ホイール、ゴム、モーター、電気温水器、水漏れ防止水栓などの大型機器、産業、新聞、心臓などの液体、大きな枝や丸太(直径5cm以上)、スプリングの入ったソファやベッドのマットレスなど			
品目	直接持込み先及び処理方法	品目	直接持込み先及び処理方法																									
家電リサイクル法対象品	以下のいずれかの方法で処理してください。 ①(専任)リサイクル業者へ、家電リサイクル指定業者に直接持ち込む。 (水俣市内の指定業者) 自井商会(月浦30-1 ☎83-8082) 南九州センター(柳井港高業所)月浦字前田54-172 ☎63-4117 ②購入店に引き取ってもらう。 ※2の場合、事前にリサイクル券が必要かどうかは、購入店にご相談ください。 ※家電の自宅への引取りが可能かどうかは、購入店にご相談ください。 アクティバサイクリング推進班278-6 ☎62-3300 水俣アスコン班(浜松町5-60 ☎68-2250) 環境クリーンセンターへお電話ください。 医療系(感染性)廃棄物 注射器及び針 必ず処分された医療機関又は薬局に返却し、一般ごみに投入しないでください。 産業廃棄物とは、事業活動によって発生した以下のもの ①紙くず(建設解体、製紙業、印刷出版業に限る)②木くず(建設解体、木材加工業、製紙業に限る)③繊維くず(建設解体、繊維工業、PCBが染み込んだ布類に限る)④食物残渣(食品製造業、医薬品及び香料製造業に限る)⑤家畜の排泄物、死体及びその部分⑥ゴム⑦金属(ガラス、コンクリート、陶磁器⑧土⑨汚泥⑩油⑪洗剤⑫農薬⑬アルカリ⑭農薬⑮プラスチック)以上の産業廃棄物は法令に依り、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。	消火器	郡山防災庫 陣内1-10-7 ☎83-4170 立峰電機 古町1-8-15 ☎83-4206																									
たまたみ	市内のたまたみ店にご相談ください。	たまたみ	市内のたまたみ店にご相談ください。																									
自動車	新車、中古車販売店にご相談ください。	自動車	新車、中古車販売店にご相談ください。																									
バイク(自動2輪及び原動機付自転車)	販売店に相談またはバイクリサイクル指定業者へ (水俣市内の指定業者)自井商会(月浦36-1 ☎63-9082)	バイク(自動2輪及び原動機付自転車)	販売店に相談またはバイクリサイクル指定業者へ (水俣市内の指定業者)自井商会(月浦36-1 ☎63-9082)																									
ガスボンベ、バッテリー、焼却灰、かわら、自動車及びバイクのタイヤ、ホイール、ゴム、モーター、電気温水器、水漏れ防止水栓などの大型機器、産業、新聞、心臓などの液体、大きな枝や丸太(直径5cm以上)、スプリングの入ったソファやベッドのマットレスなど																												
<p>コンテナの並べ方一例</p> <p>※コンテナは、収集日前日の午後3時頃までに配付します。但し、月曜日が収集日の場合は前週の金曜日に配付します。 ※資源ごみの色は黄色のコンテナに、赤色の色は黄色のコンテナに、赤色の色は黄色のコンテナに使用して使用してください。</p> <p>※資源ごみは、地域で決められた時間内に分別して出してください。 ※容器包装プラ、燃やすごみ、生ごみ(生ごみ収集対象地区1区～8区、17区～22区)は、決められた場所に、午前8時30分までに出してください。</p>																												
<p>一般家庭、事業系ごみの持込み</p> <p>持込み時間: 平日の午前8時30分～午後1時・午後4時30分まで、但し、生ごみは午後2時まで。持込み場所: 水俣市箕地9-40 水俣市環境クリーンセンター ☎62-4101</p> <p>燃やすごみ、生ごみの収集日 月曜日・木曜日・火曜日・金曜日に収集します。(それぞれが祝日の場合も収集します。)</p> <p>容器包装プラの収集日 毎週水曜日に収集します。(水曜日が祝日の場合も収集します。)</p>																												
<p>環境クリーンセンターからのお知らせ</p> <p>●「雑びん」の「水色、緑色、黄色」を、「その他色」に統一しました。 ○「なべ・鍋類」の分類を廃止し、「破砕・埋立」に統合しました。 ○「ペットボトルのふた」の分類を新設しました。</p> <p>●熊本県水銀リサイクル推進についてのお願ひ</p> <p>○乾電池、ボタン電池は、水銀が入っていないものをご購入するようにしましょう。 ○電球、蛍光灯の買替時には、なるべくLEDタイプをご購入するようご協力をお願いします。</p>																												

2. 1 1 鹿児島県 垂水市

特徴	一般廃棄物の 27 種類分別。水銀使用廃製品の振興会常設コンテナによるステーション回収。月 2 回の民間委託により収集。
導入手順	市では平成 7 年以來、ダンボール・新聞紙、空き缶、ビン類の 11 品目の分別を行ってきたが、大隅肝属広域事務組合へ搬入可能となるまでの間、平成 14 年 11 月末に垂水市清掃センター（ごみ焼却工場）が休止、12 月から鹿屋市清掃センターに搬入することに伴い鹿屋市のごみ取り扱いに合わせることを、循環型社会構築や経費削減のため、搬入する量を極力減らすことを目的として、従前の燃えるごみ、燃えないごみ等の 11 品目から、リサイクル品目等の細分別を導入し 26 品目に変更した。この時に有害物として <u>蛍光管</u> 、 <u>水銀体温計</u> 、 <u>乾電池</u> の区分を設けた。回収は従来から使用している常設ステーションにコンテナを追加配置して行うこととした。平成 21 年 4 月から大隅肝属広域事務組合清掃センターでの処理が始まり、分別品目区分を一部変更して 27 品目とした。
実施体制	<p><u>生活環境課</u>：ステーションから水銀使用廃製品の回収、垂水市清掃センターまでの輸送、仮保管業務委託契約事務。仮保管している蛍光管、乾電池等の水銀使用廃製品を大隅肝属広域事務組合清掃センターまでの直営輸送業務。広域事務組合への分担金の支払い事務。</p> <p><u>各地区振興会</u>：常設コンテナの準備、管理等</p> <p><u>大隅肝属広域事務組合</u>：運ばれてきた蛍光管、乾電池等の一時保管。処理処分委託業務契約事務。</p>
必要経費	<p><u>収集輸送委託費</u>：76,031 千円（平成 25 年度、燃やせるごみ等全てのごみ収集輸送委託費で、水銀使用廃製品のための金額は算出不可）</p> <p><u>大隅肝属広域事務組合への分担金</u>：113,603 千円（燃やせるごみ等、組合で処理している全てのごみ処理経費分担分であり、水銀使用廃製品のための金額は算出不可）</p> <p><u>蛍光管処理処分委託費</u>：363 千円（平成 25 年度組合総処理量中の垂水市分の按分値）</p> <p><u>乾電池処理処分委託費</u>：365 千円（平成 25 年度組合総処理量中の垂水市分の按分値）</p>
導入効果	平成 25 年度実績で蛍光管、乾電池等を合わせた水銀使用廃製品を年間約 10 トン、市民一人当たり約 600g 回収し適正処理、リサイクルしている。
導入のメリット・デメリット	<p><u>メリット</u>：多品目の分別を導入したことにより、蛍光管のような水銀使用廃製品に限らず、3R（減量、再利用、リサイクル）の意識が市民に根付いた。</p> <p><u>デメリット</u>：きめ細かいごみ分別を徹底するためには住民の周知が欠かせない。地区毎の自治会にステーションの管理をお願いしているが、特定の個人に負荷がかからないよう配慮が必要である。</p>

鹿児島県 垂水市 水銀使用廃製品回収事例

1. 担当窓口

担当窓口	垂水市生活環境課
住所	〒891-2112 鹿児島県垂水市本城 3898-1
連絡先	電話：0994-32-1297 FAX：0994-32-6920 E-mail：t-seikatsukankyoku@city.tarumizu.lg.jp
URL	http://www.city.tarumizu.lg.jp/gomi/index.htm

2-1. 基本事項（1）

人口	16,553人	世帯数	7,285世帯	市域	162 km ²	一般廃棄物収集量	5,482 t
----	---------	-----	---------	----	---------------------	----------	---------

（備考）人口：平成24.10現在、世帯数、市域：垂水市HP、一般廃棄物収集量は平成24年度環境省調査

2-2. 基本事項（2）

水銀使用廃製品回収量	10t	原単位	608(g/人・年)	集積所数	189	集積場数原単位	88(人/カ所)
------------	-----	-----	------------	------	-----	---------	----------

※H26年ヒアリング

3. 家庭ごみ区分、品目

13区分	No.	区分	品目	収集頻度
	1	可燃ごみ	1. 燃やせるごみ	週1回
2	不燃ごみ	2. 燃やせないごみ	月1回	
3	生ごみ	3. 生ごみ	週3回	
4	缶類	4. 空き缶	常時排出可 (回収は月2回)	
5	ビン類	5. 生きビン		
		6. 茶色ビン		
		7. 無色透明ビン		
		8. その他のビン		
6	紙類	9. ダンボール	月2回	
		10. 新聞紙・チラシ		
		11. 雑誌・雑誌・雑古紙		
		12. コピー紙		
		13. 紙パック		
7	プラスチック類	14. 紙類・包装紙	常時排出可(回収は月2回)	
		15. その他紙類		
		16. ペットボトル		
8	衣類	17. 容器包装プラスチック類	月2回	
		18. その他プラスチック類		
9	雑金属	19. 衣類	常時排出可 (回収は月2回)	
		20. スプレー缶・カセットボンベ		
10	有害物	21. 金属製品		
		22. 蛍光灯		
11	天ぷら油	23. 乾電池		
		24. 天ぷら油等		
12	家電製品	25. 家電製品		
		26. 可燃性粗大ごみ		
13	各自持込み	27. 不燃性粗大ごみ	各自持込	

4. 家庭ごみ中水銀使用廃製品の分類

水銀使用廃製品	ごみの分類	水銀使用廃製品	ごみの分類
蛍光管	有害物の「蛍光灯」	乾電池	有害物の「乾電池」(充電電池も含む)
水銀体温計	有害物の「蛍光灯」	ボタン電池	有害物の「乾電池」

5. 水銀使用廃製品排出から最終処分までの流れ

家庭（排出）		垂水市（回収・輸送・中間処理・一時保管）				処理、処分		
種類	回収方法	回収頻度	直営等	輸送車両	中間処理	保管方法	処理ルート	処理処分
蛍光管	ステーション回収	月2回	委託	平ボディ車	無	蛍光管保管箱	独自ルート	(株)ジェイリライツ
乾電池	ステーション回収					フレコンパック	独自ルート	野村興産(株)
水銀体温計	蛍光管に含む							
ボタン電池	乾電池に含む							

6. 水銀使用廃製品の排出、回収、中間処理、処理処分

種類		排出（回収）方法
住民広報		家庭ごみ分別表各戸配布
事業推進協力者		地区毎のボランティア活動として、ステーション回収の管理を地区の自治会にお願いしている。
排出回収	蛍光管	ステーション（回収場所約 180 カ所）・各地区公民館に常時設置されているコンテナに、蛍光灯・裸電球・水銀体温計を排出する。なお、割れた蛍光管は「燃やせないごみ」として排出する。
	水銀体温計	
	乾電池	ステーション（回収場所）に常時設置されているコンテナに、乾電池・充電電池等を排出する。
	回収容器	プラスチックかごで、蛍光灯用は 65L×45W×35H、乾電池用は 40L×30W×18H
	輸送車両	2 回/月リサイクルの日に原則回収。民間委託。蛍光管・乾電池は平ボディ車にて市の一時保管場まで運ぶ（他のリサイクル品目も積み込む）。
中間処理		無。市の一時保管場所から直営平ボディ車で大隅肝属広域事務組合（構成：鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝属町）の肝属地区清掃センターへ搬出し、センターで仮置き。
一時保管		清掃センター一時保管場所は屋内。蛍光管は専用箱にて、乾電池はフレコンパックにて保管。
処理処分	契約先選定	センターが委託契約している蛍光管（含、水銀体温計）は(株)ジェイリライツ、乾電池類（含、ボタン電池）は野村興産(株)。入札にて決定。
	契約上の条件	使用済み蛍光管、乾電池処理処分仕様書の提供可能
	処理費用	垂水市は肝属地区清掃センターで処理している全ごみへの負担金を支払っており、水銀ごみのみの算出はしていない。
	移送方法	蛍光管は陸上輸送。乾電池は海上輸送
回収事業導入の手順		垂水市では平成 14 年から現行の細かなごみの分類排出を行っている。
事業の課題とこれから取り組む市町村等への助言		きめ細かいごみ分別を徹底するためには住民の周知が欠かせない。地区毎の自治会にステーションの管理をお願いしているが、単身者で若者など自治会に加入しない人もある。






7. 処理実績

品目	H20	H21	H22	H23	H24	H25
蛍光管						3,780kg
乾電池						6,280kg

出典：平成 26 年度ヒアリング

8. 参考図

(1) 垂水市水銀使用廃製品取り扱い写真 (垂水市提供資料)

 <p>常設ステーション</p>	 <p>常設ステーション</p>
 <p>乾電池排出状況</p>	 <p>蛍光管排出状況</p>
 <p>垂水市一時保管場所 (1)</p>	 <p>垂水市一時保管場所 (2)</p>
 <p>垂水市乾電池一時保管状況 (フレコンパック)</p>	 <p>垂水市蛍光管一時保管状況</p>

(2) 大隅肝属広域事務組合内にて水銀使用廃製品の一時保管状況 (組合提供資料)

 <p>フレコンパック内乾電池 1</p>	 <p>フレコンパック内乾電池 2</p>	 <p>フレコンパック内乾電池 3</p>
 <p>フレコンパック内乾電池 4</p>	 <p>フレコンパック内乾電池 5</p>	 <p>蛍光管保管箱 1</p>
 <p>蛍光管保管箱 2</p>	 <p>蛍光管保管箱 3</p>	 <p>蛍光管保管箱 4</p>
 <p>蛍光管保管箱 5</p>	 <p>保管庫概外観</p>	

平成22年4月から、ごみの分別方法が一部変わります。

● 家庭ごみ分別表 (資源の有効な利用を促進するためにみなさんの幅広いご協力をよろしくお願いいたします。)

■ 各種ごみ収集日: 別紙「家庭用ゴミ出しカレンダー」の日程表のとおり (毎年3月に配布)
 ■ ごみを出す時間: 午前8時30分まで
 ■ ごみを出す場所: お住まいの各振興会の収集場所

■ ごみ収集場の管理: 振興会で管理されていますのでみなできれいにしましょう。
 ■ 名前の記入: 各指定袋に必ず名前を(姓・名)を書いて下さい。
 ■ 犬・猫等の死体処理: 飼い主又は土地・建物の管理者が行って下さい。

・垂水市生活環境協会
 ・垂水市生活環境課
32-1297
 (直通)

種 類	主 な 商 品 名	出 し 方 の ルール	商 品 例	出 し 方	集 出 日	分 別 の 変 更
可燃ごみ	1 燃やせるごみ ●資源にならない紙(汚れたりぬれたりした紙や加工してある紙) (紙くず・紙コップ・紙皿・写真・圧着はがき・カーボン紙) ●衛生的に処理をするもの・他 (紙おむつ・生理用品・入浴・シツプ・湯たぎ・たばこの吸殻・乾電池など) ●草花・落ち葉・枝木・板ぎれ・竹など ●リサイクルにならないプラスチック製品 (ビデオテープ・ヘアブラシ・スポンジなど) ●皮製品・ゴム製品 (ボール・グローブ・バッグ・すべての履物・ホースなど) ●資源にならない古繊維類 (バスマット類・ぬいぐるみ・座布団・クッションカーテン・ 下着・くつ下・手袋・ストッキング) ●生ごみとして出せないもの (貝がら・もち・竹のこ皮)	※ゴムホースなど長いひも状のものは、80cmに切断して出す ※袋に入らない大きな物は粗大ごみとして、各自清掃センター(中後)へ持ち込む (料金は無料)		燃やせるごみ	毎週1回	変更あり
不燃ごみ	2 燃やせないごみ ●陶器類・ガラス・コップ・割れたビン・汚れたビン・鏡 ●ライター(使い切った物)・割れた電球や蛍光灯	※「燃やせないもの」に限る		燃やせないごみ	毎月1回	変更あり
生ごみ	3 生ごみ ●残飯・野菜くず・調理くず	※水切りをしっかりとる ※大きい物は5cm位に切って出す		生ごみ	毎週3回	従来通り
缶類	4 空 缶 ●スチール・アルミのマークが表示されているすべての缶 (ペットフードの缶・菓子缶・ミルク缶・缶づめなど)	※中を水洗いする		空缶	常時	従来通り
ビン類	5 生きビン ●一升ビン・五合ビン 6 茶色ビン ●栄養ドリンク・調味料などのビン 7 無色透明ビン ●無色透明のビン 8 その他の色ビン ●上記以外の色ビン	※中を水洗いする ※ラベルはそのまま、ふたははずし、金属製品のコンテナに入れる。 ※ビンの色ごとに分ける		生きビン 茶色ビン 無色透明ビン その他の色ビン	常時	従来通り 従来通り 従来通り 従来通り
紙類	9 ダンボール ●断面にストロー状の空洞があるもの 10 新聞紙・チラシ ●新聞紙・折り込みチラシ 11 雑誌・雑古紙 ●書籍・教科書・雑誌・漫画本 ●パンフレット・広報誌・カレンダー ●カタログ・封筒 12 コピー紙 ●コピー紙・再生紙・ざら紙 13 紙パック ●紙パックのマークが表示されているもの 14 紙箱・包装紙 (容器包装紙類) ●紙マークが表示されているすべてのもの 15 その他紙類 ●紙マークの付いていないもの (ジュレック・ベーズ・はがき・名刺・レシート・トイレットペーパー・ラップなどの紙) ●アルミやビニールを貼り合わせた紙 (カップ麺のふた・内袋がアルミのジュースや酒の紙パックなど)	※段ボールの止め金やガムテープは取り除いてから出す ※紙類はぬめるとリサイクルできませんので、屋根のないステーションの所は次の収集日にしてください。 ※それぞれを紙ひもでくくって出す ※スプナーの極力店舗でも回収 ※ジュースや酒の紙パックは洗って乾かしてから出す		ダンボール 新聞紙・チラシ 雑誌・雑古紙 コピー紙 紙パック 紙箱・包装紙 その他紙類	毎月2回	従来通り 変更あり 変更あり 従来通り 従来通り 従来通り 従来通り
プラスチック類	16 ペットボトル ●PETのマークが表示されているすべてのもの (清涼飲料水・お風呂用・洗剤・歯磨き粉・シャンプー・ソープなど) 17 容器包装プラスチック類 ●プラのマークが表示されているすべてのもの ●白色トレイ・色付きトレイ・発泡スチロール ●シャンプーや台所用洗剤などのボトルも容器包装になります 18 その他プラスチック類 ●プラマークの付いていないもの (プラスチック製の皿・スプーン・ストロー・バケツ・洗面器・風呂のふた・CD・DVD・おもちゃ・ブロック・クーラーボックス・布団乾燥機など)	※汚れたものは洗って乾かしてから出す ※袋に入らないものは清掃センターへ持ち込む ※ボタン・ファスナー等はずしたままよい		ペットボトル 容器包装プラスチック類 その他プラスチック類	常時	従来通り 変更あり 従来通り
品	19 衣 類 ●ハンカチ以上の大きさで、洗濯のしてあるもの 20 スプレー缶 ●整髪用・殺虫剤等のスプレー缶 ●カセットボンベ 21 金属製品 ●金属製食器類・なべ類・フライパン・やかん・包丁・ざら ●ビン類のふた・はがき・名刺・レシート・トイレットペーパー ●かさ・アルミホイール・アルミカップ・カミソリ	※使い切ったものは洗って乾かしてから出す ※袋に入らないものは清掃センターへ持ち込む ※ゴミステーションの「金属類」ラックに入れる ※かさはそのまま出す		衣類 スプレー缶 金属製品	常時	従来通り 変更あり 変更あり
目録	22 蛍光灯 ●蛍光灯・裸電球・水銀式体温計 23 乾電池 ●乾電池・充電電池 24 天から油等 ●食用油 25 家電製品 ●ポット・ラジオ・ドライヤー・扇風機・レンジ ●掃除機・電話機・電卓・炊飯器など 26 可燃性粗大ごみ ●毛布・布団・じゅうたん・ホットカーペット ●木製のタンス・机・たな等 27 不燃性粗大ごみ ●自転車・ストーブ ●スチール机・いす等	※割れたものは燃やせないごみで出す ※包んである箱は入れない ※不純物は取りのぞく ●ポット・ラジオ・ドライヤー・扇風機・レンジ ●掃除機・電話機・電卓・炊飯器など ※市清掃センター(中後)へ各自直接持込んでください (料金は無料)		蛍光灯 乾電池 天から油等 家電製品 可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ	常時	従来通り 従来通り 従来通り 追加 従来通り 従来通り

平成22年3月作成

出典: <http://www.city.tarumizu.lg.jp/kankyoeisei/kurashi/machi/kankyo/gomi/documents/bunbetuhyou.pdf>

3. 環境省主導による水銀体温計等回収ルート実証事例

3.1 北海道 旭川市

実施期間	平成 27 年 2 月 1 日（日）～2 月 28 日（土）（約 1 ヶ月間）
目的	平成 25 年 10 月に水銀に関する水俣条約が採択され、条約の発効後を見据え、水銀体温計等の水銀使用廃製品を、市町村等において回収を行い、既存のスキームである蛍光灯回収と合わせて回収・処理するルートに加えて、 <u>市町村内の薬局・薬店の店頭</u> に回収拠点を設置し、 <u>短期回収促進に関する実証事業</u> を行うことで、我が国における市町村等の適正な分別・回収等の取り組み方策について検討を行う材料を得ることを目的とする。本事業は環境省が（公財）全国都市清掃会議に委託して実施した。
実施スキーム	<p>The diagram illustrates the implementation scheme. At the top, the Ministry of Environment (環境省 廃棄物対策課) is shown with arrows pointing to the Japanese Pharmaceutical Association (公益社団法人日本薬剤師会) and the National Urban Cleaning Association (公益社団法人全国都市清掃会議). The Ministry is also labeled as '委託' (commissioned) and '事業企画・取りまとめ' (project planning/coordination). The Japanese Pharmaceutical Association is labeled '協力依頼' (request for cooperation) and points to Asahikawa City (旭川市) and the Hokkaido Pharmaceutical Association Asahikawa Branch (北海道薬剤師会旭川支部). The National Urban Cleaning Association is labeled '協議等' (discussion, etc.) and points to Asahikawa City and the Hokkaido branch. Asahikawa City is labeled '協力依頼' and points to '旭川市内薬局' (Asahikawa City Pharmacies). The Hokkaido branch is labeled '協力依頼' and points to '旭川市内薬局'. '旭川市内薬局' is shown with '連絡・収集 (期間中: 1~2回)' (contact and collection) and '回収・適正処理 (期間中: 1~2回)' (collection and proper disposal) processes. '旭川市内薬局' also has 'ボックス回収・保管 (期間中)' (box collection and storage). '旭川市内薬局' is connected to '野村興産(株)イトム力鉱業所' (Nomura Kyosan Itomu Kaiganjo) via '回収・適正処理'. '旭川市内薬局' also receives '広告媒体提供 (ボックス等)' (advertisement media provision) from the National Urban Cleaning Association. '旭川市内薬局' is shown with arrows pointing to '旭川市民' (Asahikawa Citizens).</p>
特徴	体温計等の関係機関のひとつである薬局の窓口を拠点とした水銀体温計・水銀血圧計の短期回収促進モデル事業。国から強力要請がなされ、 <u>北海道薬剤師会旭川支部の協力により、民間市内薬局（184 店舗）を市民が立ち寄りやすい拠点（適切な頻度・需要・立地・拠点数等）</u> として実施した。また、平行して旭川生涯学習フェアのイベントに旭川市環境政策課ブースを出展し、来場者に対して水銀体温計、血圧計の回収も行った。
導入手順	事業内容の協議（北海道薬剤師会旭川支部⇔環境省⇔旭川市）→市広報誌等の文案作成→広報用チラシやポスターの作成及びグッズ（回収ボックス、普及啓発グッズ）準備→チラシ配布、ポスター掲示など各種広報の実施→グッズ等の配送（北海道薬剤師会旭川支部紹介リスト先：186 店）→回収実験→集計・結果報告
結果	協力薬局 184 店舗中持ち込みがあった店舗は 111 店舗。回収水銀体温計 435 本、水銀血圧計は 94 台。イベント回収水銀体温計は 6 本、血圧計は 0 台、その他品目（水銀温度計 1 本他）であった。回収原単位は行政人口に対して水銀体温計 0.0012 本/人（1 本/400 世帯）、水銀血圧計 0.0003 台/人（1 台/1,887 世帯）であった。薬局数に対しては水銀体温計 2.4 本/店舗、水銀血圧計 0.5 台/店舗であった。

北海道 旭川市 環境省主導による水銀体温計等回収ルート実証事例

1. 担当窓口

担当窓口 1	旭川市環境部環境政策課
住所	〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地
連絡先	電話：0166-25-5350 E-mail：kankyoseisaku@city.asahikawa.hokkaido.jp
URL	http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kankyoseisaku/

担当窓口 2	北海道薬剤師会旭川支部（旭川薬剤師会）
住所	〒070-8525 旭川市金星町1丁目旭川薬剤師会館
連絡先	電話：0166-29-2422 FAX：0166-29-2433
URL	http://www.ahmic21.ne.jp/yakuzaishi/

2. 旭川市基本事項

人口	346,831人	世帯数	176,475世帯	市域	747 km ²	一般廃棄物回収量	72,945 t
----	----------	-----	-----------	----	---------------------	----------	----------

※人口、世帯数、市域：平成26年度水銀体温計等回収ルート実証事業業務報告書、一般廃棄物量は平成26年度清掃事業概要

3. モデル事業結果（H27年2月1日～2月28日実施）

	人口	薬局数	水銀体温計原単位			水銀血圧計原単位		
			回収量	本数/人口	本数/薬局数	回収量	台数/人口	台数/薬局数
			(本)	(本/人)	(本/店舗)	(台)	(台/人)	(台/店舗)
結果	347,450	184	435	0.001252	2.364	94	0.000271	0.511

4. 旭川市家庭ごみ区分、品目（参考）

	No.	区分	回収頻度（備考）
9区分	1	燃やせるごみ	週2回
	2	燃やせないごみ	隔週
		乾電池・蛍光管	
	4	紙製容器包装・段ボール	隔週
	5	空き缶・空きびん・紙パック・家庭金物	週1回
	6	プラスチック製容器包装・ペットボトル	週1回
	7	廃食用油・使用済小型家電・布類	拠点回収
	8	粗大ごみ	電話申込
	9	せん定枝	電話申込

平成26年度水銀体温計等回収ルート実証事業業務報告書、一般廃棄物量は平成26年度清掃事業概要

5. 旭川市家庭ごみ中水銀使用廃製品の分類（参考）

ごみの区分	ごみの分け方と主な例	出し方
乾電池（体温計含む） 隔週	乾電池（ボタン型・充電池除く）、体温計	中身の見える袋に入れて「乾電池」や「体温計」と表示して出す。 ボタン電池・小形充電池は販売店、協力店の回収箱へ。
蛍光管 隔週	直管または丸管の蛍光管	蛍光管は割れないように、買ったときのケースに入れて出す。 ※ケースがない場合は直管と丸管を区分し、透明または半透明の袋に入れてください。

6. 広報状況一覧

北海道 旭川市 環境省主導による水銀体温計等回収ルート実証事例

実施主体	広報状況と概要
旭川市	<p>○広報あさひばし1月号 市内の全世帯に配布される広報誌（毎月12日頃から配りはじめ、19日までに各家庭に届く）1月号へ広報記事を掲載した（7. 参考図(5)）。</p> <p>○市ホームページ 市のトップページ及び環境政策課内で公開日1月22日にて実施期間中掲載した。 http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kankyoseisaku/gom/suigin-kaisyu/index.html（7. 参考図(6)） 回収薬局の一覧については、北海道薬剤師会旭川支部ホームページのリンクを貼付とした。</p> <p>○事業周知用ポスター及びチラシの施設等への掲示依頼（7. 参考図(2), (3)） ポスター及びチラシを市有施設等の66か所（資料11送付先一覧）に郵送及び持参し周知を行った（1月28日付依頼文発送）。</p> <p>○パネル展での掲示 ポスター（1枚）を掲示、チラシ（30枚）を設置した。 場所：神楽市民交流センター、神楽3条6丁目 期間：2月2日～3月2日</p>
旭川市（終了時）	<p>○モデル回収終了後の市民周知 市内の町内会回覧用文書（ごみ通信29号）に記事を掲載した。 作成枚数は15,000枚、市内の全町内会（約1,250町内会）に3月20日付郵送で発送した。</p>
北海道薬剤師会旭川支部	<p>○会員薬局への協力依頼 市内会員薬局全店舗にFAXにて事業の趣旨説明ならびに協力依頼を送付した。</p> <p>○北海道薬剤師会旭川支部ホームページへの関連記事掲載 下記の関連記事をお知らせとして掲載した。 1月21日：水銀体温計・水銀血圧計回収のご案内（2月1日～28日） 2月10日：水銀体温計・水銀血圧計を回収できる薬局が変わりました 2月28日：水銀体温計・水銀血圧計回収にご協力いただきありがとうございました</p>
各協力薬局	<p>○店頭回収ボックス設置 店頭レジ付近等、目につきやすいところに、緑色の回収ボックスを設置した。</p> <p>○ポスター・チラシ店内掲示 A2ポスター（1枚）ならびにA5のチラシ（12枚）を送付、店内掲示・利用した（依頼）。</p>

7. 参考図

(1) 薬局での水銀体温計（左）、水銀血圧計（右）の保管状況



(2) 事業周知用チラシ A5

ご家庭で眠っている **旭川市**

水銀体温計・水銀血圧計を 薬局店頭でモデル回収します！

なぜ今「水銀」なの？ 水俣条約採択！

平成25年10月に熊本市および水俣市で外交会議が開かれ、「水銀に関する水俣条約」が採択されました。本条約は、総合的に環境への水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指す国際条約です。わが国での取組のひとつとして水銀含有製品の正しい回収を促進していくことが必要であり、今回、環境省のモデル事業として旭川市内の薬局で水銀体温計と水銀血圧計の回収を実施することとなりました。

水銀体温計
水銀血圧計
今回の回収対象
品目だよ

回収方法

対象品目 **水銀体温計・水銀血圧計**
※電子式のもの対象外です
小型家電として従来の回収ボックス又は回収拠点に持込んでください
※事業者からの持込みはできません

回収期間 平成27年 **2月1日(日)～2月28日(土)**
※期間以外は受入れできません

回収場所 市内の **薬局・薬店**
※薬剤師の常駐しないドラッグストアなどは回収しません

回収方法 薬局窓口付近にある
緑色の**水銀体温計回収BOX**に入れてください
水銀血圧計は窓口にお持ちください

水銀体温計・水銀血圧計の
回収を促しています

体温計回収BOX

あつめる期間は **2月だけだよ！**
おうちでもう使っていない体温計があったら
薬局にもってきてね シールがもらえるよ

問い合わせ先：旭川市環境部環境政策課 Tel.0166-25-6324
この取組では、回収した水銀含有製品の処理を、公益社団法人全国都市清掃会と
共同で実施しています URL <http://www.jwma-tokyo.or.jp/>

(3) 事業周知用ポスターA2

旭川市

ご家庭で眠っている

水銀体温計・水銀血圧計を

薬局店頭でモデル回収します!

なぜ今「水銀」なの?
水俣条約採択!

「水銀に関する水俣条約」とは、総合的に環境への水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指す国際条約です。
平成 25 年 1 月にジュネーブで開かれた国際連合環境計画 (UNEP) の政府間交渉委員会にて 92 ヶ国が条約への署名をおこないました。同 10 月には熊本市および水俣市で外交会議が開かれ、「水俣条約」が採択されました。

私たちに何が出来るの?
今回の取組

本条約のわが国での取組のひとつとして、家庭で眠っている水銀含有製品の正しい回収を促進していく必要があります。今回、環境省のモデル事業として旭川市内の薬局で水銀体温計と水銀血圧計の回収を実施します。

環境省

回収方法

対象品目 **水銀体温計・水銀血圧計**

※電子式のもの是对象外です
※小型家電として従来の回収ボックス又は回収拠点に持込んでください
※事業者からの持込みはできません

回収期間 平成27年 **2月1日(日)～2月28日(土)**
※期間以外は受入れできません

回収場所 市内の **薬局・薬店**
※薬剤師の常駐しないドラッグストアなどでは回収しません

回収方法 薬局窓口付近にある
緑色の水銀体温計回収BOX に入れてください
水銀血圧計は窓口 にお持ちください

水銀体温計
水銀血圧計

水銀体温計・水銀血圧計の回収を行っています

体温計回収BOX
ご家庭で眠っている水銀含有製品の回収BOX

あつめる期間は 2月だけだよ!
おうちでもう使っていない体温計があったら
ぜひ薬局にもってきてね
シールがもらえるよ

問い合わせ先 旭川市環境部環境政策課 Tel. 0166-25-6324
この取組では、回収した水銀が使われている製品の処理を、公益社団法人全国都市清掃会議と共同で実施しています。
URL <http://www.jwma-tokyo.or.jp/>

(4) 回収ボックス概観



(5) 旭川市広報あさひばし原稿

家庭で眠っている

水銀体温計・水銀血圧計を回収します

水銀製品の量の把握や、効果的な回収方法の調査をするため、環境省のモデル事業として水銀体温計と水銀血圧計を期間限定で回収します。

回収品目 家庭で使われなくなっ

た水銀体温計、水銀血圧計

回収期間・場所

2月1日(日)～28日(土)・
市内の薬局（一部の店舗を除く）

※期間外の回収なし。

【詳細】 環境政策課 富25・6324



(6) 旭川市ホームページ画面

ご家庭で眠っている

水銀体温計・水銀血圧計を 薬局店頭等でモデル回収します！

モデル回収は、終了いたしました！ ご協力、ありがとうございました。

なぜ今「水銀」なの？ **水俣条約採択！**

平成25年10月に熊本市と水俣市で外交会議が開かれ、「水銀に関する水俣条約」が採択されました。この条約は、水銀の環境への人為的な排出を総合的に削減し、地球規模での水銀汚染防止を目指す国際条約です。そのための重要な取組の一つとして、水銀含有製品の正しい回収を促進していくことが必要となります。そこで、今回、環境省のモデル事業として、旭川市内の薬局等で水銀体温計と水銀血圧計の回収を実施することとなりました。※この取組では、回収した水銀含有製品の処理を公益社団法人都市清掃会議と共同で実施しています。

対象品目 **水銀体温計・水銀血圧計**
 ※電子式のものは対象外です。
 小型家電として従来の回収ボックスまたは回収拠点に持ち込んでください。
 ※事業者からの持込みはできません。

回収方法① **市内の薬局・薬店**に持ち込む
 ※薬剤師の常駐しないドラッグストアなどでは回収しません。
 ※薬局・薬店の詳細について → [旭川薬剤師会のページ](#)
回収期間：平成27年**2月1日(日)～2月28日(土)**
 ※期間以外では受入できませんのでご注意ください。
回収方法：薬局窓口付近にある、
 緑色の水銀体温計回収ボックスに入れてください。
 水銀血圧計は、窓口にお持ちください。

回収方法② 旭川生涯学習フェア「**まなびピアあさひかわ**」会場に持ち込む
回収期間：平成27年**2月14日(土)・15日(日)**
 午前10時～午後4時
回収場所：旭川市民文化会館エントランスホール

集める期間は“2月”だけだよ！
 おうちでもう使っていない体温計があったら
 “薬局”か“まなびピア”に持って来てね
 シールがもらえるよ♪

問い合わせ先
 〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地
 旭川市 環境部 環境政策課
 電話：0166-25-6324 Fax：0166-29-3977

[ごみ減量政策係のページに戻る](#)

出典：http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kankyoseisaku/gom/suigin-kaisyu/index.html

3. 2. 熊本県 阿蘇広域行政事務組合管内（阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村）

水銀体温計等回収ルート実証事業

実施期間	平成 27 年 2 月 2 日（月）～2 月 27 日（金）（約 1 ヶ月間）
目的	平成 25 年 10 月に水銀に関する水俣条約が採択され、条約の発効後を見据え、水銀体温計等の水銀使用廃製品を、市町村等において回収を行い、既存のスキームである蛍光管回収と合わせて回収・処理するルートについて実証事業を行うことで、我が国における市町村等の適正な分別・回収等の取り組み方策について検討を行う材料を得ることを目的とする。本事業企画、取りまとめは環境省が民間コンサルタント会社に委託して実施した。
実施スキーム	<p>The diagram illustrates the implementation scheme. At the top, the Ministry of Environment (環境省 廃棄物対策課) provides guidance and commissions (株)東和テクノロジー【調査担当】. This leads to Kumamoto Prefecture (熊本県) and the Aso Regional Administrative Office (阿蘇広域行政事務組合). The prefecture and regional office coordinate with constituent municipalities (構成市町村). The regional office sets collection sites (設置場所の設定) and provides advertising materials (広告媒体提供). Residents (住民等) use collection boxes at workplaces, etc. (役所など). The regional office collects and returns boxes (回収・適正処理). The regional office then collects and properly processes the items (連絡・収集), with the final processing done by J.E.A. Co., Ltd. (株式会社ジェイ・エム・アール).</p>
特徴	本事業は、予め、国及び熊本県から本実証事業に関する説明と協力要請がなされ、阿蘇広域行政事務組合管内の構成市町村である阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村の 6 市町村及び事務組合の窓口回収ボックスを設置し実施した。これらの地域は、水銀に関する水俣条約が採択・署名された熊本市・水俣市に近く、住民の水銀の取り扱いに関する関心が高いとされ、かつ水銀含有製品のひとつである蛍光管回収スキームがすでに構築されており、どの程度の回収率が得られるのかを検証した。
導入手順	事業内容の協議→広報誌等の文案作成→広報用チラシやポスターの作成及びグッズ（回収ボックス、普及啓発グッズ）準備→チラシ配布、ポスター掲示など各種広報の実施→グッズ等の配送、回収準備→回収実験→集計・結果報告
結果	回収水銀体温計 414 本、水銀血圧計は 57 台、水銀温度計 15 本であった。回収原単位は行政人口に対して水銀体温計 0.0068 本/人(1 本/59 世帯)、水銀血圧計 0.0009 台/人 (1 台/428 世帯) であった。

1. 回収窓口

担当窓口(1)	阿蘇市本庁・内牧支所・波野支所	(電話)：0967-22-3135 (本庁市民課)
担当窓口(2)	南小国町役場 国民課	(電話)：0967-42-1113
担当窓口(3)	小国町役場 住民課	(電話)：0967-46-2115
担当窓口(4)	産山村役場 住民課	(電話)：0967-25-2212
担当窓口(5)	高森町役場・草部出張所・野尻出張所	(電話)：0967-62-1111 (本庁財産管理課)
担当窓口(6)	南阿蘇村久木野庁舎・白水庁舎・長陽庁舎	(電話)：0967-67-3176 (環境対策課)
担当窓口(7)	阿蘇広域行政事務組合 大阿蘇環境センター未来館 (阿蘇市)・南部中継基地 (高森町)・滝見園クリーンセンター (小国町)	(電話)：0967-24-5353

2. 実施市町村の概要

市町村	阿蘇市	南小国町	小国町	産山村	高森町	南阿蘇村	合計
行政人口 (人)	27,813	4,347	7,674	1,607	6,951	11,795	60,187
世帯数 (世帯)	11,283	1,759	3,093	612	2,874	4,754	24,375
行政面積 (km ²)	376.30	115.86	136.72	60.60	174.90	137.30	1,002
人口密度 (人/km ²)	73.9	37.5	56.0	26.4	39.7	85.9	60.1

- ※1 行政人口及び世帯数は、事業終了時の市町村広報最新データによる。
 ※2 行政面積 (km²) は、平成 25 年全国都道府県市区町村別面積調」により平成 25 年 10 月 1 日時点である。なお、阿蘇市、小国町、産山村、南阿蘇村は、参考値 (境界未定のため) である。
 ※3 人口密度 (人/km²) = 行政人口 ÷ 行政面積

3. モデル事業結果(1) (H27年2月2日～2月27日実施)

実施市町村等	世帯数 (世帯)	水銀体温計 (本)		水銀血圧計 (台)		その他 (本)
		括弧内：世帯ごとに1本・台回収				
阿蘇市	11,283	118	(96)	27	(418)	水銀温度計 1
南小国町	1,759	95	(19)	9	(195)	水銀温度計 4
小国町	3,093	80	(39)	13	(238)	水銀温度計 3
産山村	612	46	(13)	4	(153)	水銀温度計 2
高森町	2,874	35	(82)	0	(-)	なし
南阿蘇村	4,754	20	(237)	4	(1189)	水銀温度計 5
阿蘇広域行政事務組合		20		0		なし
合計	24,375	414	(59)	57	(428)	水銀温度計 15

水銀量に換算 (県算出)

- (1) 水銀体温計 1.2g×414 本=496.8g
 (2) 水銀血圧計 50g×57 台=2850g
 (3) 水銀温度計 2.0g×15 本=30g
 計 3376.8g (約 3.4 kg)

モデル事業結果(2) (H27年2月2日～2月27日実施)

実施市町村	世帯数 (世帯)	人口 (人)	平均世帯人数 (人/世帯)	水銀体温計原単位			水銀血圧計原単位		
				回収量 ^{注1} (本)	本数/世帯数 (本/世帯)	本数/人口 (本/人)	回収量 ^{注1} (台)	台数/世帯数 (台/世帯)	台数/人口 (台/人)
				阿蘇市	11,283	27,813	2.47	124	0.01046
南小国町	1,759	4,345	2.47	100	0.05401	0.02185	9	0.00512	0.00207
小国町	3,093	7,674	2.48	84	0.02586	0.01042	13	0.00420	0.00169
産山村	612	1,607	2.63	48	0.07516	0.02862	4	0.00654	0.00249
高森町	2,874	6,941	2.42	37	0.01218	0.00504	0	0	0
南阿蘇村	4,754	11,795	2.48	21	0.00421	0.00170	4	0.00084	0.00034
計	24,375	60,187	2.47	414	0.01698	0.00688	57	0.00234	0.00095

注1：阿蘇広域行政組合回収分 (水銀体温計 20 本水銀血圧計 0 本、表中未記載) は、回収量計に加算した

4. 実施市町村等における水銀使用廃製品の取り扱い状況（参考）

実施市町村等	水銀添加廃製品の取り扱いに関する広報内容 【上段】ホームページ上での記載 【下段】各市町村等での取り決め
阿蘇市	http://www.city.aso.kumamoto.jp/citizens/garbage/guidance-2/guidance08/ 乾電池、蛍光灯類：未来館か市役所（支所）へ直接持込み 水銀体温計・水銀血圧計の回収方法：本庁・各支所にて回収
南小国町	http://www.town.minamioguni.kumamoto.jp/living/life/000133.php 乾電池・蛍光灯類：滝美園クリーンセンター又は年4回の指定回収場所への直接持込み 水銀体温計・水銀血圧計の回収方法：年4回（3か月毎）指定回収場所で回収。指定回収場所は町内10か所。回収日の2日前に回収箱設置。
小国町	http://www.aso-oguni.com/_src/sc501/pdf_miraikan.pdf 蛍光灯・乾電池・体温計：市町村役場又は施設への直接持込み 水銀体温計・水銀血圧計の回収方法：滝美園への直接持込み。年4回指定日に収集
産山村	http://www.ubuyama-v.jp/living/health_and_sanitation/waste_sorting/ 電池類：大阿蘇環境センター未来館か役場住民課への直接持込み 通常時の水銀体温計・水銀血圧計の回収方法：役場と阿蘇広域に直接持ち込み
高森町	http://www.town.takamori.kumamoto.jp/gomi/ 蛍光灯・乾電池・体温計：役場・南部中継基地に直接持込み 水銀体温計・水銀血圧計の回収方法：南部中継基地への直接持ち込み
南阿蘇村	http://www.vill.minamiaso.lg.jp/soshiki/7/gomikarenda.html 蛍光灯・乾電池・体温計：役場・南部中継基地に直接持込み 通常時の水銀体温計・水銀血圧計の回収方法：各庁舎窓口で回収
阿蘇広域行政事務組合	記載なし 通常時の水銀体温計・水銀血圧計の回収方法： 未来館及び各中継基地または各市町村役場窓口へ直接持込み。北部地区（南小国町、小国町）のみステーション回収も実施。

5. 広報状況

実施市町村等ごとの広報状況概要

実施市町村等	【上段】回収拠点（ボックス設置並びにポスター掲示、チラシ配架） 【下段】広報媒体並びに時期・回数等
阿蘇市	本庁・内牧支所・波野支所 チラシ配架枚数計：900 枚 ・広報紙掲載1月（1回、6．参考図(3)） ・各戸設置型電子端末・1月10日（2月号）2月・2回
南小国町	南小国町役場町民課窓口 チラシ配架枚数計：109 枚 ・広報誌きよら1月号、2月号（ホームページに掲載） ・町内有線放送 （6回、定時放送 朝：平成27年2月1日、24日 昼：平成27年2月1日、24日 夜：平成27年1月31日、2月23日、6．参考図(4)） ・CATV文字放送 （期間中、終日放送。平成27年1月28日～2月20日、6．参考図(5)）
小国町	住民課窓口 チラシ配架枚数計：250 枚 ・町広報誌1月号（1回） ・町内ケーブルテレビ（平成27年1月28日～2月27日放送）
産山村	役場住民課窓口 チラシ配架枚数計：100 枚 広報誌1月号、2月号（2回） お知らせ端末 1月下旬・2月中旬・2月下旬・2月上旬に各1回
高森町	高森町役場窓口・草部出張所・野尻出張所 チラシ配架枚数計：100 枚 広報たかもり1月号（1回） ホームページ掲載（平成27年1月26日～2月28日、6．参考図(6)） 高森ポイントチャンネル（放送、平成27年1月～2月27日）
南阿蘇村	久木野庁舎窓口・白水庁舎窓口・長陽庁舎窓口 チラシ配架枚数計：不明 広報誌（6．参考図(7)）・ホームページ（6．参考図(8)）
阿蘇広域行政事務組合	未来館・滝美園クリーンセンター・南部中継基地 チラシ配架枚数計：300 枚

6. 参考図

(1) 共通 A2 ポスター

ご家庭で眠っている 水銀体温計・水銀血圧計を 期間限定でモデル回収します！

水銀のモデル回収事業について～「水俣条約採択！」

平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約が採択・署名されました。本条約は、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すものです。

環境省では、家庭で眠っている水銀製品の量や効果的な回収方法等について調査を開始しました。全国に先駆けて阿蘇地域において、平成27年2月、現在使用されていない水銀体温計・水銀血圧計を集中的に回収するモデル事業を実施します。皆様の御協力を何卒よろしくお願いいたします。



回収方法

対象品目 水銀体温計・水銀血圧計
※電子式のもの是对象外です。
 ※事業者からの持込みはできません。

実施期間 平成27年2月2日(月)～2月27日(金)
※平日8時30分から17時15分までです。
 ※期間以外は受入れできない窓口があります。モデル事業終了後は従来の回収・持込み方法に従ってください。

回収場所 各市町村庁舎等 **回収窓口** (左下をご覧ください)

回収方法 窓口付近にある
 緑色の**水銀体温計回収BOX**に入れてください。
水銀血圧計は窓口にお持ちください。



水銀体温計



水銀血圧計

回収窓口 (問い合わせ先電話番号)

阿蘇市役所本庁・内牧支所・波野支所(3か所)		Tel.0967-22-3135(本庁市民課)
南小国町役場 町民課		Tel.0967-42-1113
小国町役場 住民課		Tel.0967-46-2115
産山村役場 住民課		Tel.0967-25-2212
高森町役場本庁・草部出張所・野尻出張所(3か所)		Tel.0967-62-1111(本庁財産管理課)
南阿蘇村久木野庁舎・白水庁舎・長陽庁舎(3か所)		Tel.0967-67-3176(環境対策課)
阿蘇広域行政事務組合(3か所) Tel.0967-24-5353(環境衛生課)		
大阿蘇環境センター未来館(阿蘇市)		
南部中継基地(高森町)		
滝園クリーンセンター(小国町)		

水銀体温計・水銀血圧計の回収を行っています




窓口にお声かけ頂ければ、くまモンシール(モデル事業啓発シール)を差し上げます！

(2) 共通 A4 チラシ

ご家庭で眠っている
水銀体温計・水銀血圧計を
期間限定でモデル回収します！

水銀のモデル回収事業について～「水俣条約探択！」

平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約が採択・署名されました。本条約は、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すものです。

環境省では、家庭で眠っている水銀製品の量や効果的な回収方法等について調査を開始しました。全国に先駆けて阿蘇地域において、平成27年2月、現在使用されていない水銀体温計・水銀血圧計を集中的に回収するモデル事業を実施します。

回収方法

対象品目	水銀体温計・水銀血圧計 <small>※電子式のものはありません。 ※事業実施から前記品目ではありません。</small>
実施期間	平成27年 2月2日(月)～2月27日(金) <small>※期間外は受け入れできない窓口があります。 モデル事業終了後は通常の回収・処分方法に従ってください。</small>
回収場所	各市町村庁舎等 回収窓口 <small>※お住まいの地域によって異なります。</small>
回収方法	窓口付近にある 緑色の水銀体温計回収BOX に入れてください。 水銀血圧計は窓口 にお持ちください。

回収窓口・回収時間等は裏面をご覧ください
阿蘇市・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・阿蘇広域行政事務組合

モデル事業として2月に集中して回収します。
ご家庭で使用していない水銀体温計・水銀血圧計を
回収窓口へお持ちください、ご協力をお願いします。
＜モデル事業終了後、回収します！＞

環境省モデル事業

お住まいの地域の
水銀体温計・水銀血圧計 回収窓口
(問い合わせ先電話番号)

阿蘇市役所本庁・内牧支所・波野支所(3か所) Tel.0967-22-3135(本庁市民課)
南小国町役場 町民課 Tel.0967-42-1113
小国町役場 住民課 Tel.0967-46-2115
産山村役場 住民課 Tel.0967-25-2212
高森町役場本庁・草部出張所・野尻出張所(3か所) Tel.0967-62-1111(本庁財産管理課)
南阿蘇村久木野庁舎・白水庁舎・長陽庁舎(3か所) Tel.0967-67-3176(環境対策課)
阿蘇広域行政事務組合(3か所) Tel.0967-24-5353(環境衛生課) 大阿蘇環境センター未来館(阿蘇市) 南部中継基地(高森町) 海美園クリーンセンター(小国町)

実施期間：平成27年2月2日(月)～2月27日(金)
受付時間はいつでも平日8時30分から17時15分までです。

回収方法：窓口付近にある
緑色の水銀体温計回収BOXに入れてください。
水銀血圧計は窓口にお持ちください。

窓口にのりかき頂ければ、
くまモンシール(モデル事業啓発シール)
を差し上げます！

水銀体温計・水銀血圧計の
回収窓口はこちら

体温計回収BOX

(3) 阿蘇市広報原稿

家庭で眠っている**水銀体温計・水銀血圧計**の回収をします。

水銀体温計・水銀血圧計の回収方法

対象品目 水銀体温計・水銀血圧計



※**電子式**のものは対象外ですので、小型家電として不燃物(小金属)にて出してください。

実施期間 平成27年2月2日(月)～2月27日(金)まで

回収場所 市役所市民課・各支所の窓口、阿蘇広域行政事務組合未来館窓口

回収方法 直接窓口にお持ちください。

問い合わせ先 市民課 (22-3135)

平成二十五年十月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約が採択・署名されました。本条約は、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すものです。環境省では、家庭で眠っている水銀製品の量や効果的な回収方法などについて

調査するため、全国に先駆けて阿蘇地域において、平成二十七年二月二日(月)～二月二十七日(金)まで、現在使用されていない水銀体温計・水銀血圧計の回収を啓発するモデル事業を実施します。皆様の御協力を何卒よろしく願います。

電子端末での各戸へ掲載

家庭で眠っている

水銀体温計・水銀血圧計 の回収をします

平成25年に水銀に関する水俣条約が採択されたことに伴い、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すため、全国に先駆け阿蘇地域で、ご家庭で現在使用されていない水銀体温計・水銀血圧計の回収を啓発するモデル事業を実施します。

実施期間 平成27年2月2日(月)～2月27日(金)まで
回収場所 市役所(市民課)、各支所の窓口、阿蘇広域行政事務組合未来館
回収方法 直接窓口にお持ちください。

市民課 ☎22-3135

(4) 南小国町広報原稿

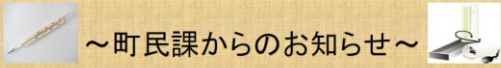
平成 27年 月 日

総務課	放送時間				放送 依頼課	主管課長	審議員	係員	課(班)名		町民課		
	1月31日	2月1日	2月23日	2月24日					依頼者名	志賀 美彩代	印		
	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜									
<p>※この依頼書は、放送日の前日の午後二時までに提出してください。</p>													
<p>件名 町民課からのお知らせ</p>													
<p>南小国町</p>													
<p>放送依頼書</p>													
<p>環境省のモデル事業として、ご家庭で現在使用していない「水銀体温計と水銀血圧計」の回収を、2月2日(月)から2月27日(金)まで、町民課窓口で行います。</p>													
<p>※2月23日・24日の放送時</p>													
<p>環境省のモデル事業として、ご家庭に眠っている「水銀体温計と水銀血圧計」の回収を、2月27日(金)まで、町民課窓口で行っていただきます。</p>													
<p>詳しくは、ケーブルテレビ文字放送をご覧ください。(繰り返しします。)</p>													
<p>詳しくは、ケーブルテレビ文字放送をご覧ください。(繰り返しします。)</p>													

(5) 南小国町広報原稿（新文字放送）

水銀体温計・水銀血圧計 の回収について

～町民課からのお知らせ～




平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約が採択・署名されました。

《本条約の目的》

水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指す。

環境省では、家庭で眠っている水銀製品の量や効果的な回収方法などについて調査するため、全国に先駆けて阿蘇地域において、現在使用していない水銀体温計・水銀血圧計を回収するモデル事業を実施します。



【対象品目】

- ・水銀体温計
- ・水銀血圧計

※電子式のもの是对象外

【回収期間】

2月2日(月)～2月27日(金)

※土日祝祭日を除く


午前8時30分～午後5時15分



【回収場所】
町民課窓口

【回収方法】


- ・右上図の回収BOXに入れてください。
- ・水銀血圧計は、直接窓口にお持ちください。



水銀体温計・水銀血圧計をご持参いただいた方に、「水銀体温計くまモン」シールを贈呈します。

皆さまのご協力をよろしく
お願いします。

【お問い合わせ】
役場町民課 ☎42-1113



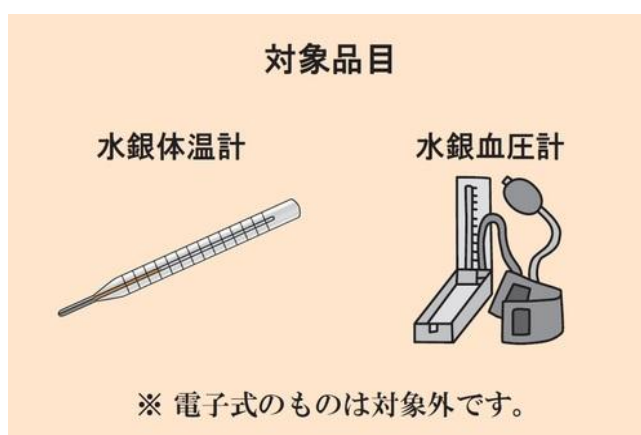
「水銀体温計くまモン」シール

(6) 高森町広報原稿（広報たかもり・ホームページ）

平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約が採択・署名されました。本条約は、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すものです。

環境省では、家庭で眠っている水銀製品の量や効果的な回収方法などについて調査するため、全国に先駆けて阿蘇地域において、平成27年1月から2月頃まで、現在使用されていない水銀体温計・水銀血圧計を回収するモデル事業を実施します。皆様の御協力を何卒よろしくお願い致します。

水銀体温計・水銀血圧計の回収方法



回収期間 ▶ 2月2日（月）～2月27日（金）

回収場所 ▶ 高森町役場本庁窓口及び草部・野尻出張所

回収方法 ▶ 直接窓口にお持ちください。

お問い合わせ先

高森町 財産管理課 ☎0967-62-1111 内線 232

(7) 南阿蘇村広報原稿（広報誌）

家庭で眠っている 水銀体温計・水銀血圧計の回収をします


平成25年10月、熊本県で開催された国際会議にて、水銀による環境や人への悪影響を防ぐための「水銀に関する水俣条約」が92カ国の署名により採択されました。今後は、この条約に基づいて、水銀の適正な管理・保管を検討しなければなりません。

そこで、家庭で眠っている水銀製品の量の把握や効果的な回収方法などについて調査するために、環境省のモデル事業として、ご家庭で現在使用されていない水銀体温計・水銀血圧計を回収します。


**環境省
回収促進事業**

水銀体温計・水銀血圧計の回収方法

対象品目	水銀体温計・水銀血圧計 ※電子式のもの是对象外です。 ※事業者からの持ち込みはできません。
回収期間	2月2日(月)～27日(金)
回収時間	平日 午前8時30分～午後5時15分 ※期間以外は受入できません
回収場所	役場 久木野庁舎・白水庁舎・長陽庁舎の各窓口
回収方法	回収場所窓口付近にある緑色の回収BOXに入れてください。 水銀血圧計は直接窓口にお持ちください。



お持ちいただいた方には右の「水銀体温計くまモン」シールを差し上げます(10cm×15cm)。



お問い合わせ 環境対策課 環境保全係 Tel.(67)3176

(8) 南阿蘇村広報原稿（ホームページ）

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [環境対策課](#) > 水銀体温計・水銀血圧計を期間限定でモデル回収in阿蘇

水銀体温計・水銀血圧計を期間限定でモデル回収in阿蘇

通常ページへ戻る 掲載日:2015年2月1日更新

家庭で使用されずに保管されている水銀体温計・水銀血圧計を2月に集中して回収しますのでお知らせします。

環境省では、水俣条約の締結後は、現在有用物として扱われている水銀の使用用途が制限されることから、水銀を廃棄物として処分する際の基準等、環境上適正な管理方法に関する検討されています。その一つとして市中にある水銀及びその含有物の効果的な回収方法に関する調査のため、全国2地域(北海道旭川市、熊本県阿蘇地域)で水銀体温計等の回収を実施されます。

今回、熊本県阿蘇地域で実施される取組についてお知らせします。

- 1 期 間
平成27年2月2日(月曜日)から平成27年2月27日(金曜日)
- 2 対象地域
阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
(阿蘇広域行政事務組合のごみ処理対象区域)
- 3 回収方法
市町村庁舎の窓口の水銀体温計や水銀血圧計を持参してもらう。
- 4 実施主体 環境省
回収及び処理等 阿蘇市、南小町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、阿蘇広域行政事務組合
実施協力 熊本県
- 5 その他
[阿蘇地域以外の取組]
北海道旭川市・・・薬局を窓口とする水銀体温計等の回収 等
[別紙チラシ \[PDFファイル/213KB\]](#)

水銀使用廃製品回収事例一覧表

	市町村名	2.1 北海道 札幌市	2.6 京都府 京都市	2.4 新潟県 新潟市	2.9 高知県 高知市	2.7 大阪府 吹田市	2.3 東京都 多摩市	2.5 愛知県 津島市	2.10 熊本県 水俣市	2.11 鹿児島県 垂水市	2.2 埼玉県 小川町	2.8 徳島県 上勝町	
主要項目	人口(人)	1,943,598	1,470,742	806,425	339,015	359,689	146,770	65,177	26,978	16,553	32,269	1,750	
	都市の類型	政令指定都市	政令指定都市	政令指定都市	中核市	特例市	中都市	小都市	小都市	小都市	町村	町村	
	面積(km ²)	1,121	828	726	309	36	21	25	163	162	60	110	
	一般廃棄物収集量(t/年)	675,850	487,943	319,046	127,198	117,678	45,967	21,106	7,922	5,482	9,681	367	
	取り組みの特徴	蛍光管：多数のリサイクル協力店（電器販売店等）を組織化し、協同した、依頼拠点回収。 乾電池：民間委託業者による4週に1回のステーション回収。	蛍光管、乾電池、ボタン電池、水銀体温計・水銀血圧計というきめ細かな分類を行い、拠点回収に加え、市職員が地域に出向いて資源物の回収を行う移動拠点回収や臨時資源物回収にて回収。地域との協働により回収率の向上を図る。処理は民間業者に委託。	蛍光管、乾電池類（含むボタン電池）、小型充電式電池）、水銀体温計及びライター、スプレー缶の民間委託業者による月1回のステーション回収。	市が約200世帯に1つの登録団体を設定してステーション管理を依頼。再生資源処理協同組合に委託して月1回の水銀使用廃製品分別回収及び蛍光管破碎処理。	水銀使用廃製品と他の有害危険ごみと一緒に、コンテナによる直営又は民間委託による月1回のステーション回収。	蛍光管、乾電池、水銀体温計を有害性ごみとして、集合住宅用の常設集積所ではリサイクルボックス（回収容器）、戸別住宅では透明袋を用いて、民間委託業者による月2回の分別収集。	年2回の民間委託業者による蛍光管、乾電池、水銀体温計及びライターのステーション回収。	一般廃棄物の24種分別。軽四車両による水銀使用廃製品の月1回のステーション回収。	一般廃棄物の27種分別。振興会常設コンテナによる水銀使用廃製品のステーション回収。月2回の民間委託により収集。	蛍光管、乾電池、水銀体温計、ボタン電池の品目毎の透明袋による分別排出と、民間委託業者による月2回のステーション回収。	NPOの運営する常設分別ステーションへ住民自らの持ち込み。34の分別品目。	
	水銀使用廃製品回収原単位(g/人・年)	97	95	330	341	263	326	354	702	608	501	1,225	
	水銀使用廃製品回収品目	蛍光管、(乾電池)	蛍光管、(乾電池)、水銀体温計・水銀血圧計、ボタン電池	蛍光管、(乾電池)、水銀体温計、ボタン電池	蛍光管、(乾電池)、水銀体温計、ボタン電池	蛍光管、(乾電池)、水銀体温計	蛍光管、(乾電池)、水銀体温計	蛍光管、(乾電池)、水銀体温計	蛍光管、(乾電池)、水銀体温計	蛍光管、(乾電池)、水銀体温計、ボタン電池	蛍光管、(乾電池)、水銀体温計、ボタン電池	蛍光管、(乾電池)、水銀体温計、ボタン電池	蛍光管、(乾電池)、水銀体温計、ボタン電池
	蛍光管回収方式(排出頻度)	依頼拠点回収(常時)	拠点回収・依頼拠点回収(常時)、移動拠点回収(不定期)	ステーション回収(月1回)	ステーション回収(月1回)	ステーション回収(月1回)	常設ステーション回収、戸別回収(月2回)	ステーション回収(年2回)	ステーション回収(月1回)	常設ステーション回収(月2回)	ステーション回収(月2回)	拠点回収(常時)	
	乾電池回収方式(排出頻度)	ステーション回収(4週1回)	拠点回収・依頼拠点回収(常時)、移動拠点回収(不定期)	ステーション回収(月1回)	ステーション回収(月1回)	ステーション回収(月1回)	常設ステーション回収、戸別回収(月2回)	ステーション回収(年2回)	ステーション回収(月1回)	常設ステーション回収(月2回)	ステーション回収(月2回)	拠点回収(常時)	
	詳細項目	担当部署	環境局環境事業部業務課	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	環境部廃棄物対策課	環境部環境業務課管理係	環境部資源循環室事業課	環境部ごみ対策課	生活産業部生活環境課清掃事務所	水俣市環境クリーンセンター	生活環境課	環境保全課	企画環境課
電話番号		011-211-2916	075-213-4960	025-226-1407	088-884-3144	06-6832-0026	042-338-6836	0567-26-4228	0966-62-4101	0994-32-1297	0493-72-1221	0885-46-0111	
FAX		011-218-5105	075-213-4961	025-230-0465	088-884-6432	06-6832-0092	042-356-3919	0567-26-9575	0966-62-4099	0994-32-6920	0493-74-5315	0885-46-0323	
水銀使用廃製品回収量(kg/年)		188,106	約140t	266,280	115,680	94,550	47,860	23,070	18,928	10,060	16,178	2,143	
蛍光管回収量(kg/年)		176,060	51t	92,880		36,640	12,930	6,660	6,538	3,780	5,749	490	
乾電池回収量(kg/年)		12,040	89t	173,400		57,910	34,930	16,410	12,390	6,280	10,429	1,653	
水銀使用廃製品回収原単位(g/人・年)		97	95	330	341	263	326	354	702	608	501	1,225	
蛍光管回収量(g/人)		91	35	115		102	88	102	242	228	178	280	
乾電池回収量(g/人)	6	60	215		161	238	252	459	379	323	944		
水銀使用廃製品の家庭ごみ区分	蛍：資源物 乾：筒型乾電池	蛍光管、乾電池、水銀体温計・血圧計、ボタン電池	特定5品目	水銀を含むごみ	有害危険ごみ	有害性ごみ	有害ごみ	有害(乾電池類、蛍光管)	有害物(蛍光灯、乾電池)	有害ごみ	蛍光管、乾電池、体温計		
回収品目及び容器等	蛍：専用箱 乾：透明袋	蛍、乾、体、ボ：専用ボックス	蛍、体、乾、ボ：透明袋	蛍：箱 乾、体、ボ：袋等	蛍、乾、体：コンテナ	蛍、乾、体：有害ごみ容器又は透明袋	蛍：専用容器(灰色) 乾、体：専用容器(黄色)	蛍：専用容器 乾、体、ボ：コンテナ	蛍、体：プラスチックかご 乾、ボ：プラスチックかご	蛍、乾、体、ボ：各透明袋	蛍：専用容器 乾、体、ボ：ドラム缶		

水銀使用廃製品回収事例一覧表

市町村名	2.1 北海道 札幌市	2.6 京都府 京都市	2.4 新潟県 新潟市	2.9 高知県 高知市	2.7 大阪府 吹田市	2.3 東京都 多摩市	2.5 愛知県 津島市	2.10 熊本県 水俣市	2.11 鹿児島県 垂水市	2.2 埼玉県 小川町	2.8 徳島県 上勝町
回収力所数等	蛍：常設拠点(回収協力店)数 242 カ所、 乾：ステーション数約 42,000 カ所	【拠点回収・依頼拠点回収】・蛍光管 市内拠点：112 協力店拠点：234 ・乾電池 市内拠点：366 ・ボタン電池 市内拠点：22 ・水銀体温計・水銀血圧計 市内拠点：22 【移動式拠点回収】 233 回/年	ステーション数： 14,482 カ所	ステーション数：約 1,200 カ所	コンテナ設置ステーション数： 約 10,000 カ所	常設ステーション数約 2,300 カ所、戸別収集併用	ステーション数：約 850 カ所	ステーション数：約 300 カ所	常設ステーション数：約 180 カ所	ステーション数：約 400 カ所	常設拠点数：1 カ所
別途直接持込可の品目	蛍、乾：(4 カ所)	—	蛍、乾、体、ボ：(6 カ所)	蛍、乾、体、ボ：(1 カ所)	蛍、乾、体：(1 カ所)	無	蛍：(3 カ所)	蛍、乾、体、ボ：(1 カ所)	無	蛍、乾、体、ボ：(1 カ所)	—
分別同時回収廃棄物	蛍：なし 乾：燃やせないごみ	移動拠点回収の場合、資源ごみ、危険・有害ごみ 18 品目	他の特定品目(ラ、ス)	ラ、不燃ごみ、資源物	他の有害危険ごみ(刃、ス、ラ)、小型複雑ごみ	他の有害性ごみ(ラ、ガ、ス)、燃やせないごみ	他の有害ごみ(ラ)、資源ごみ	他の有害(電)、食用油	他の有害物(電、充)、リサイクル品目(除、粗大ごみ)	缶類、ビン類	資源物等 30 品目
分別回収(直営、委託)	委託	直営	委託	委託	直営・委託	委託	委託	委託(車両貸与)	委託	委託	—
常設拠点からの回収(直営、委託)	回収量に応じて(委託)	公共からは直営による運び込み 協力店による運び込み(月 1 回)	—	—	—	—	—	—	—	—	委託
回収後の仮保管場所(カ所数)	局事業所(12 カ所)	局事業所(9 カ所)	—	—	—	—	市鹿伏兎事業所	—	市一時保管所	—	—
仮保管方法	蛍：コンテナ(屋内・屋外) 乾：ドラム缶(屋内・屋外)	蛍：専用容器(屋内) 乾：ドラム缶(屋内・屋外)	—	—	—	—	蛍：専用容器(屋内) 乾：ドラム缶(屋内)	—	蛍：専用箱(屋内) 乾：フレコンパック(屋内)	—	—
処理処分搬出のための保管場所	市環境局篠路工場内	蛍：委託業者事業所内 乾：右京詰替所	新潟市施設(3 カ所：新田、亀田、白根事業所)	市再生資源処理センター	市破砕選別工場	多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター	市環境クリーンセンター	大隅肝属広域事務組合 リサイクルセンター	小川地区衛生組合 不燃物処理施設	日比ヶ谷ごみステーション
回収後搬出までの取扱	札幌市	京都市	新潟市	高知市(委託)	吹田市(委託)	多摩ニュータウン環境組合	海部地区環境事務組合	水俣市	大隅肝属広域事務組合	小川地区衛生組合	NPO 法人ゼロ・ウェイストアカデミー
処理処分までの中間処理	無	蛍光管破砕(委託)	無	蛍光管破砕(委託)	無	蛍光管破砕	蛍光管破砕	無	無	無	無
保管方法	蛍：コンテナ(屋内) 乾：ドラム缶(屋内)	蛍：ドラム缶(屋内自動倉庫) 乾：ドラム缶(屋外)	蛍：専用容器(屋内・壁屋根) 乾：ドラム缶(屋内・壁屋根)	蛍：ドラム缶、専用容器(屋内) 乾：ドラム缶(屋内)	蛍：専用容器(屋内) 乾：ドラム缶(屋内)	蛍：ドラム缶(屋根付屋外) 乾：ドラム缶(屋根付屋外)	蛍：ドラム缶(屋内) 乾：ドラム缶(屋内)	蛍：ダンボール(屋内) 乾：ドラム缶(屋外)	蛍：専用箱(屋内) 乾：フレコンパック(屋内)	蛍：専用容器(屋外) 乾：ドラム缶(屋外)	蛍：専用容器(屋内) 乾：ドラム缶(屋内)
蛍光管処理処分(契約方式)	野村興産(株) ：入札	野村興産(株) ：入札	(株)北陸ジオテック ：随契	野村興産(株) ：随契	野村興産(株) ：随契	組合から野村興産(株) ：随契	組合から野村興産(株) ：随契	和泉商事(株) ：入札	組合から(株)ジェイ・リライツ ：入札	組合からカゲルトジャパン(株) ：随契	(株)フジケン ：入札
乾電池処理処分(契約方式)	野村興産(株) ：入札	野村興産(株) ：入札	野村興産(株) ：随契	野村興産(株) ：随契	野村興産(株) ：随契	組合から JFE 条鋼(株) ：入札	組合から野村興産(株) ：随契	野村興産(株) ：入札	組合から野村興産(株) ：入札	組合から野村興産(株) ：随契	野村興産(株) ：入札
取り組みの開始年度	蛍光管回収で多数の民間協力店と協同しての事業は平成 16 年度から実施している。	拠点回収では乾電池を平成 5 年、蛍光管を平成 18 年、水銀体温計を平成 23 年、水銀血圧計を平成 26 年度から開始。移動拠点回収では、上記品目を平成 23 年度から開始。	合併前の新潟市は昭和 60 年度から蛍・体の分別収集を実施。平成 20 年度から蛍・乾・体・ラ・ガを「有害危険物」として収集。平成 25 年度から市民にわかりやすいよう「特定 5 品目」と名称を変え、充を加えた。	昭和 51 年から約 200 世帯を単位として登録制を開始。昭和 59 年から水銀を含むごみの直営収集を開始。平成 3 年から再生資源処理協同組合に委託。	一般廃棄物の資源化に取り組むため、ごみの 5 種分別を平成元年度頃に計画し、その際水銀使用廃製品の処理を行える業者と協議を行った。	本方式は昭和 59 年 4 月から実施している。	昭和 57 年度以前は埋め立て処分を行っており、昭和 57 年度頃より水銀使用廃製品の分別回収を開始した。	過去の水銀問題を教訓とした環境復元行動、環境美化活動を経て住民協力、各地区のリサイクル推進員らの分別指導により平成 5 年から「水俣方式」と呼ばれる分別集数体制を始め、現在は 24 種分別を確立。	平成 14 年から現行の細かなごみの分別排出を行っている。	本方式は平成元年から実施している。	貴重な資源を無駄にし、ごみ焼却工場建設や埋め立て施策ではなく、資源が循環する社会システムの構築を求めるゼロ・ウェイスト宣言を平成 15 年に行った。
取り組みの課題	蛍光管の民間リサイクル協力店の確保、理解を得ること。	特に移動拠点回収は地元の、依頼拠点回収は事業者の理解と協力が必要		特に無い	特に課題は無い	分別品目以外の混入排除	分別品目以外の混入除去	多数の容器を並べる場所確保。世話を願う人の確保。	細分化したごみ分別の住民周知。	効率面から缶類、ビン類のどちらかと一緒に収集している	高齢者等で車の運転が不可の場合搬入できないので、助け合いやごみ引き取り支援

水銀使用廃製品回収事例一覧表

市町村名	2.1 北海道 札幌市	2.6 京都府 京都市	2.4 新潟県 新潟市	2.9 高知県 高知市	2.7 大阪府 吹田市	2.3 東京都 多摩市	2.5 愛知県 津島市	2.10 熊本県 水俣市	2.11 鹿児島県 垂水市	2.2 埼玉県 小川町	2.8 徳島県 上勝町
											事業で個別に対応が必要
住民への周知資料	・ごみ分けガイド・ごみ分別辞典	・ごみの分別マニュアル・ごみ分別辞典・HPによる回収拠点案内等	・サイチヨ Press・水銀鉛含む製品分別啓発チラシ・ごみ分別百科事典・市報・市政ニュース	・家庭ごみの出し方	・ごみの分け方 12 種分別・ごみ分別の手引き	・ごみ・資源の分別ガイド・ごみの分け方・ごみ資源品目別索引	・家庭ごみ&資源の分け方と出し方	・家庭ごみの分け方出し方	・家庭ごみ分別表・ごみ資源物の流れ	・家庭から出るごみと資源物の分け方出し方・品目別一覧表	・資源分別方法・広報

※（１）人口等は直近の HP データ、一般廃棄物収集量は環境省処理実態調査（H24 年度）、水銀使用廃製品回収量等は H26 年度ヒアリングによる。（２）取扱品目：蛍（蛍光管）、乾（乾電池）、ボ（ボタン電池）、体（水銀体温計）、充（小型充電式電池）、電（電球）、刃（刃物・カミソリ・ハサミ）、ス（スプレー缶）、ガ（ガスボンベ）、ラ（ライター）。（３）過去製造された乾電池や海外から製品に組み込まれて輸入されたものは水銀を含むが、現在国内で製造されている乾電池は水銀を含まないため、水銀使用廃製品回収品目中に（ ）で記載している。

自治体における水銀使用廃製品の取り扱い事例一覧表について

市町村名	人口 市域(km2)	回収品目	家庭からの排出方法に関して		回収方法に関して 回収方法	運搬に関して			
			区分	排出方法		回収頻度	運搬主体	車両	
2.1 北海道	札幌市	1,943,598	蛍光管	蛍光管	リサイクル回収協力店のボックスに入れる	依頼拠点回収	随時	委託	平ボディ
				燃やせないごみ	厚紙などで包み、指定ごみ袋に危険と表示して排出	ステーション回収	4週1回	委託	平ボディ
		1,121	乾電池	筒型乾電池	燃やせないごみの日に透明別袋に入れる	ステーション回収	4週1回	委託	バックー別積
			ボタン電池	—	BAJ 協力店の回収箱に入れる	店頭回収	随時	BAJ	BAJ ルート
			水銀体温計	燃やせないごみ	厚紙などで包み、指定ごみ袋に危険と表示して排出	ステーション回収	4週1回	委託	平ボディ
水銀血圧計	燃やせないごみ	水銀体温計と同じ	ステーション回収	4週1回	委託	平ボディ			
2.2 埼玉県	小川町	32,269	蛍光管	有害ごみ	蛍光管ごとに透明袋に入れ有害ごみと明記して、資源ごみ回収用カゴの外に出す	ステーション回収	月2回	委託	平ボディ
				乾電池	有害ごみ	乾電池ごとに透明袋に入れ有害ごみと明記して、資源ごみ回収用カゴの外に出す	ステーション回収	月2回	委託
		60	ボタン電池	有害ごみ	ボタン電池ごとに透明袋に入れ有害ごみと明記して、資源ごみ回収用カゴの外に出す	ステーション回収	月2回	委託	平ボディ
			水銀体温計	有害ごみ	水銀体温計ごとに透明袋に入れ有害ごみと明記して、資源ごみ回収用カゴの外に出す	ステーション回収	月2回	委託	平ボディ
			水銀血圧計	有害ごみ	水銀体温計と同じ	ステーション回収	月2回	委託	平ボディ
2.3 東京都	多摩市	146,770	蛍光管	有害性ごみ	集合住宅は有害性ごみ容器に出す。戸別住宅は透明袋に入れ有害ごみと明記して出す	ステーション回収又は各戸回収	月2回	委託	バックー別積
				乾電池	有害性ごみ	集合住宅は有害性ごみ容器に出す。戸別住宅は透明袋に入れ有害ごみと明記して出す	ステーション回収又は各戸回収	月2回	委託
		21	ボタン電池	—	BAJ 協力店の回収箱に出す	店頭回収	随時	BAJ	BAJ ルート
			水銀体温計	有害性ごみ	集合住宅は有害性ごみ容器に出す。戸別住宅は透明袋に入れ有害ごみと明記して出す	ステーション回収又は各戸回収	月2回	委託	バックー別積
			水銀血圧計	有害性ごみ	水銀体温計と同じ	ステーション回収又は各戸回収	月2回	委託	バックー別積
2.4 新潟県	新潟市	806,425	蛍光管	特定5品目	透明又は半透明のポリ袋に入れて集積場に出す	ステーション回収	月1回	委託	平ボディ
				乾電池	特定5品目	透明又は半透明のポリ袋に入れて集積場に出す	ステーション回収	月1回	委託
		726	ボタン電池	特定5品目	透明又は半透明のポリ袋に入れて集積場に出す	ステーション回収	月1回	委託	平ボディ
			水銀体温計	特定5品目	透明又は半透明のポリ袋に入れて集積場に出す	ステーション回収	月1回	委託	平ボディ
			水銀血圧計	特定5品目	水銀体温計と同じ	ステーション回収	月1回	委託	平ボディ
2.5 愛知県	津島市	65,177	蛍光管	有害ごみ	蛍光管回収専用容器（資源ごみ収集日前日に配布）に出す	ステーション回収	年2回	委託	平ボディ
				乾電池	有害ごみ	乾電池、水銀体温計・温度計、ライター類の専用容器に出す	ステーション回収	年2回	委託
		25	ボタン電池	—	BAJ 協力店の回収箱に出す	店頭回収	随時	BAJ	BAJ ルート
			水銀体温計	有害ごみ	乾電池、水銀体温計・温度計、ライター類の専用容器に出す	ステーション回収	年2回	委託	平ボディ
			水銀血圧計	有害ごみ	水銀体温計と同じ	ステーション回収	年2回	委託	平ボディ
2.6 京都府	京都市	1,470,742	蛍光管	蛍光管	常設拠点では専用ボックスに出す。移動式は手渡して受け取り、専用ボックスに保管	拠点回収、依頼拠点回収、移動・臨時拠点回収	随時、移動拠点回収は学校区で原則年1回	直営	平ボディ
				乾電池		乾電池	拠点回収、移動・臨時拠点回収	随時、移動拠点回収は学校区で原則年1回	直営
		828	ボタン電池	ボタン電池		拠点回収、移動・臨時拠点回収	随時、移動拠点回収は学校区で原則年1回	直営	平ボディ
			水銀体温計	水銀体温計・水銀血圧計		拠点回収、移動・臨時拠点回収	随時、移動拠点回収は学校区で原則年1回	直営	平ボディ
			水銀血圧計	水銀体温計・水銀血圧計		拠点回収、移動・臨時拠点回収	随時、移動拠点回収は学校区で原則年1回	直営	平ボディ
2.7 大阪府	吹田市	359,689	蛍光管	有害危険ごみ	有害危険ごみコンテナ（折りたたみ式）に出す	ステーション回収	月1回	直営又は委託	平ボディ
				乾電池	有害危険ごみ	有害危険ごみコンテナ（折りたたみ式）に出す	ステーション回収	月1回	直営又は委託
		36	ボタン電池	—	BAJ 協力店の回収箱に出す	店頭回収	随時	BAJ	BAJ ルート
			水銀体温計	有害危険ごみ	ケースに入れ有害危険ごみコンテナ（折りたたみ式）に出す	ステーション回収	月1回	直営又は委託	平ボディ
			水銀血圧計	有害危険ごみ	水銀体温計と同じ	ステーション回収	月1回	直営又は委託	平ボディ
2.8 徳島県	上勝町	1,750	蛍光管	蛍光管	蛍光管容器に出す	拠点回収	随時	—	—
				乾電池	乾電池	乾電池用ドラム缶（アルカリ、マンガン、リチウム、ボタン、ニカド）に出す	拠点回収	随時	—
		110	ボタン電池	乾電池	乾電池用ドラム缶に出す	拠点回収	随時	—	—
			水銀体温計	鏡・体温計	乾電池用ドラム缶に出す	拠点回収	随時	—	—
			水銀血圧計	鏡・体温計	水銀体温計と同じ	拠点回収	随時	—	—
2.9 高知県	高知市	339,015	蛍光管	水銀を含むごみ	水銀を含むごみ（蛍光管、乾電池、体温計、ボタン電池）を袋等に入れステーションに出す	ステーション回収	月1回	委託	平ボディ
				乾電池	水銀を含むごみ	水銀を含むごみ（蛍光管、乾電池、体温計、ボタン電池）を袋等に入れステーションに出す	ステーション回収	月1回	委託
		309	ボタン電池	水銀を含むごみ	水銀を含むごみ（蛍光管、乾電池、体温計、ボタン電池）を袋等に入れステーションに出す	ステーション回収	月1回	委託	平ボディ
			水銀体温計	水銀を含むごみ	水銀を含むごみ（蛍光管、乾電池、体温計、ボタン電池）を袋等に入れステーションに出す	ステーション回収	月1回	委託	平ボディ
			水銀血圧計	水銀を含むごみ	水銀体温計と同じ	ステーション回収	月1回	委託	平ボディ
2.10 熊本県	水俣市	26,978	蛍光管	有害（蛍光管・電球類）	電球・蛍光管・体温計を割らずに出す。市が指定した蛍光管類と書かれた箱に出す	ステーション回収	月1回	車両貸与委託	平ボディ
				乾電池	有害（乾電池類）	乾電池類と書かれたコンテナに出す	ステーション回収	月1回	車両貸与委託
		163	ボタン電池	有害（乾電池類）	乾電池類と書かれたコンテナに出す	ステーション回収	月1回	車両貸与委託	平ボディ
			水銀体温計	有害（蛍光管・電球類）	電球・蛍光管・体温計を割らずに出す。市が指定した蛍光管類と書かれた箱に出す	ステーション回収	月1回	車両貸与委託	平ボディ
			水銀血圧計	有害（蛍光管・電球類）	水銀体温計と同じ	ステーション回収	月1回	車両貸与委託	平ボディ
2.11 鹿児島県	垂水市	16,553	蛍光管	有害物（蛍光灯）	蛍光灯・裸電球・水銀体温計用カゴに出す	ステーション回収	月2回	委託	平ボディ
				乾電池	有害物（乾電池）	乾電池・充電電池用カゴに出す	ステーション回収	月2回	委託
		162	ボタン電池	有害物（乾電池）	乾電池・充電電池用カゴに出す	ステーション回収	月2回	委託	平ボディ
			水銀体温計	有害物（蛍光灯）	蛍光灯・裸電球・水銀体温計用カゴに出す	ステーション回収	月2回	委託	平ボディ
			水銀血圧計	有害物（蛍光灯）	水銀体温計と同じ	ステーション回収	月2回	委託	平ボディ